

社会保険研究所 発行

社会保険旬報 ご購読のご案内

1941年からスタートした、社会保障の歴史とともに歩んできた信頼のおける定期刊行物です。医療提供に関わるすべての皆さまに、事業経営に役立つ情報をお伝えします。制度のあり方を読者とともに考える企画も打ち出していきます。

主な内容



インタビュー 座談会

各分野の学識者や行政の担当者、医療関係団体トップから明日につながる話題を引き出します

論評

医療関係者が直面する課題について、第一線の研究者による分析・考察を掲載します

レコーダ

講演・セミナーや行政・各種団体の会議から注目度の高いものをピックアップ。詳細に報告します

動向

診療報酬改定や医療保険制度改革、地域包括ケアなどの動きを多角的な情報から考察します

レポート

医療・介護福祉などの現場の最前線の状況を紹介します

座標 潮流 News

各種調査結果や審議会・中医協などの動きを正確に伝えます

毎月3回
発行

仕様 B5判/約42頁1色
発行 毎月3回(1日、11日、21日)
年間購読料 38,808円(税込) 1冊1,078円(税込)
(令和5年4月1日より、年間購読料39,600円(税込)1冊1,100円(税込))
※年間購読の場合、送料は無料です

記事見本、購読のお申込み、見本誌のご請求は
<https://shop.shaho.co.jp/junpo/>
TEL 03-3252-7901 まで



制度改正の動向を 日々更新中!
制度・実務に強い、医療・介護の情報提供サイト

登録会員
募集中!
(無料)

社会保険旬報
Web 医療と介護

URL <https://info.shaho.co.jp/iryou/>



会員登録(無料)をお願いします!

最新のニュースをお届けするため、「Web医療と介護」への会員登録(無料)をおすすめします。

株式会社 社会保険研究所 since1941

東京 〒101-8522 千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282

☎ (03) 3252-7901 FAX (03) 3252-7977

中部 〒461-0001 名古屋市東区泉 1-13-36 パークサイド 1336 ビル

☎ (052) 951-0261 FAX (052) 951-5165

関西 〒542-0012 大阪市中央区谷町 9-1-18 アクセス谷町ビル

☎ (06) 6765-7836 FAX (06) 6765-8334

中国 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 5-15 新沢ビル

☎ (082) 223-2707 FAX (082) 223-2728

令和5年1月作成

令和5年 新刊・改訂

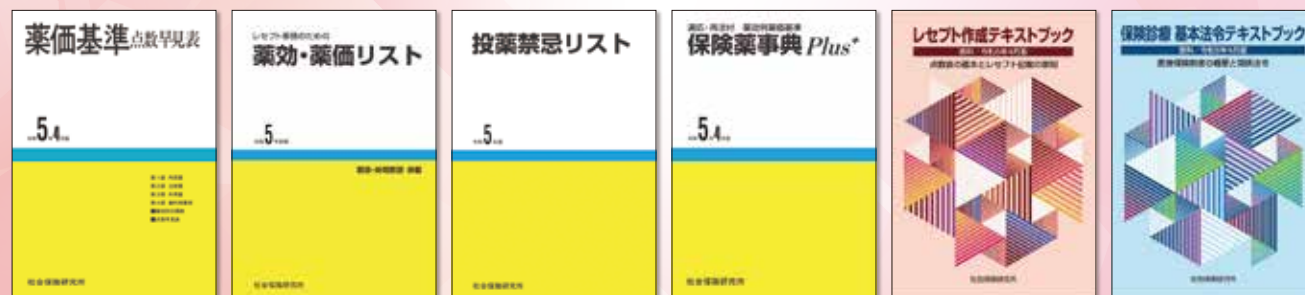
薬価改定・診療報酬

関連図書のご案内

医科点数表のQ&Aや医療DX, オンライン資格確認など
注目の最新情報を充実のラインアップでお届けします



薬価関連の図書はすべて令和5年度薬価改定に対応!
好評の定番図書の改訂版や既刊図書もあわせてご案内



社会保険研究所

令和5年 ご案内図書一覧

※ 図書の表紙・内容見本はデザイン等を変更する場合があります。

1 新刊図書

医科点数表Q&A集
4
B 5判・2色・約1,200頁
定価 本体8,000円+税(税込8,800円)
4月発刊予定

電子処方箋・オンライン資格確認Q&A
6
B 5判・約350頁
定価 本体3,500円+税(税込3,850円)
5月発刊予定

処置・手術と適応疾患&特定保険医療材料
7
A 5判・2色・約800頁
定価 本体5,400円+税(税込5,940円)
4月発刊予定

在宅医療・介護連携報酬の解釈
8
B 5判・約640頁
定価 本体4,000円+税(税込4,400円)
4月発刊予定

医療・介護 高額ガイド
10
B 5判・約600頁
定価 本体4,000円+税(税込4,400円)
4月発刊予定

医療情報システム入門 2023
12
B 5判・約300頁
定価 本体3,300円+税(税込3,630円)
令和5年2月発刊

令和5年改訂図書
13
薬価基準点数早見表
A 5判・約1,100頁
定価 本体3,800円+税(税込4,180円)
3月発刊予定

薬効・薬価リスト
14
B 5判・2色・約1,100頁
定価 本体6,700円+税(税込7,370円)
4月発刊予定

投薬禁忌リスト
15
B 5判・2色・約620頁
定価 本体4,400円+税(税込4,840円)
4月発刊予定

保険薬事典 Plus+
16
A 5判・2色・約1,100頁
定価 本体4,800円+税(税込5,280円)
3月発刊予定

ジェネリック医薬品リスト
17
A 5判・2色・約640頁
定価 本体3,600円+税(税込3,960円)
8月発刊予定

レセプト作成テキストブック
18
B 5判・約500頁
定価 本体3,700円+税(税込4,070円)
4月発刊予定

保険診療基本法令テキストブック
19
B 5判・約270頁
定価 本体2,400円+税(税込2,640円)
4月発刊予定

点数表の解釈/DPC
20
医科点数表の解釈
A 4判・2色・2,128頁
定価 本体5,900円+税(税込6,490円)
令和4年6月発刊

歯科点数表の解釈
22
A 4判・1,040頁
定価 本体4,700円+税(税込5,170円)
令和4年6月発刊

調剤報酬点数表の解釈
23
A 4判・992頁
定価 本体3,900円+税(税込4,290円)
令和4年6月発刊

DPC 電子点数表診断群分類点数表のてびき
24
A 4判・1,048頁
定価 本体6,700円+税(税込7,370円)
令和4年6月発刊

4 点数表/早見表/便覧
25
医科診療報酬点数表
B 5判・本文2色・1,032頁
定価 本体2,700円+税(税込2,970円)
令和4年3月発刊

26
歯科診療報酬点数表
B 5判・304頁
定価 本体2,000円+税(税込2,200円)
令和4年4月発刊

27
検査と適応疾患
A 5判・2色・564頁
定価 本体3,000円+税(税込3,300円)
令和4年4月発刊

28
特材算定ハンドブック
A 5判・4色・464頁
定価 本体5,000円+税(税込5,500円)
令和4年4月発刊

29
保険者、公費負担者 番号・記号表
B 5判・576頁
定価 本体8,000円+税(税込8,800円)
令和4年5月発刊

5 施設基準
30
施設基準等の事務手引
B 5判・1,624頁
定価 本体5,400円+税(税込5,940円)
令和4年6月発刊

31
看護関連施設基準・食事療養等の実際
B 5判・1,360頁
定価 本体4,500円+税(税込4,950円)
令和4年10月発刊

6 レセプト/カルテ
32
新明細書の記載要領
B 5判・2色・584頁
定価 本体2,900円+税(税込3,190円)
令和4年5月発刊

33
診療報酬とカルテ記載
B 5判・2色・408頁
定価 本体3,900円+税(税込4,290円)
令和4年10月発刊

34
7 制度関連図書
訪問看護業務の手引
B 5判・848頁
定価 本体3,800円+税(税込4,180円)
令和4年6月発刊

35
医療・介護 給付調整ガイド
B 5判・264頁
定価 本体3,000円+税(税込3,300円)
令和4年10月発刊

36
薬局スタッフのための改正薬機法ガイド
B 5判・一部2色・448頁
定価 本体3,000円+税(税込3,300円)
令和2年11月発刊

37
療養費の支給基準
B 5判・568頁
定価 本体2,800円+税(税込3,080円)
令和4年7月発刊

38
社会保険のてびき
A 5判・約550頁
定価 本体2,500円+税(税込2,750円)
4月発刊予定

38
社会保険の事務手続(総合版)
A 4判・2色・136頁
定価 本体1,400円+税(税込1,540円)
4月発刊予定

39
障害年金と診断書
B 5判・3色・約230頁
定価 本体2,200円+税(税込2,420円)
7月発刊予定

8 学習書(医療事務)
40
DPCの基礎知識
B 5判・2色・160頁
定価 本体1,500円+税(税込1,650円)
令和4年6月発刊

41
事例で学ぶ 歯科レセプト作成と点検
B 5判・2色・400頁
定価 本体4,000円+税(税込4,400円)
令和4年6月発刊

9 診療報酬関連図書
42
かかりつけ医のための認知症マニュアル
B 5判・136頁
定価 本体1,000円+税(税込1,100円)
令和2年3月発刊

42
他科受診の手引き
B 5判・48頁
定価 本体600円+税(税込660円)
令和4年6月発刊

43
現代診療報酬の史的考察
A 5判・120頁
定価 本体1,800円+税(税込1,980円)
令和元年11月発刊

43
中小医療機関のためのBCP策定マニュアル
B 5判・2色・160頁
定価 本体2,200円+税(税込2,420円)
令和2年3月発刊

10 医療関連図書 **44**
① 皆保険と医薬品産業の未来に向けて
② 標準病名ハンドブック2017
③ よくわかる高血圧と循環器病の予防と管理
④ フッ化物局所応用実施マニュアル
⑤ 医師・コメディカルのためのメディカルフィットネス
⑥ リウマチ患者さんのQ&A

データベース商品 45
介護報酬・障害報酬関連図書 46

医科点数表Q&A集

令和5年4月改正対応!

医科点数表Q&A集

令和5年4月版

4月発刊予定

定価 本体 8,000 円+税 (税込 8,800 円) B5判 2色 約1,200頁

ISBN978-4-7894-0711-3 C3047 ¥ 8000 E

商品 No.160701

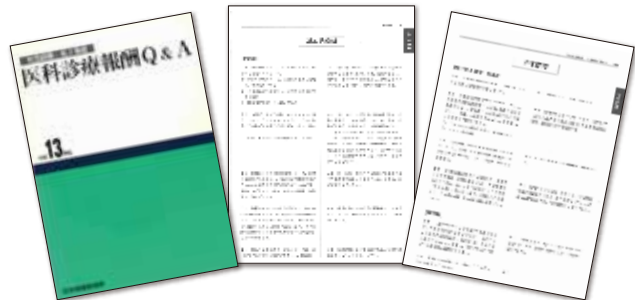


医科点数表のQ&A集の完全保存版! いまある疑義解釈ぜんぶを1冊に 令和4年度改定後に発出された最新の疑義解釈を収載。算定や請求に大活躍! 過去のQ&Aについても充実! デジタル化されていない貴重なQ&Aも多数収録

- 厚生労働省から発出される事務連絡のうち、**医科点数表に関するQ&A (疑義解釈)** を集成しました。
- Q & A 集としての機能に特化した書籍で、コンテンツはいずれも資料価値の高いものです。
- 点数表書籍の定本「医科点数表の解釈」発刊以降も多くのQ & Aが発出されています。令和5年の**本書発刊直前の最新のQ & A**まで、あますところなく収録しております。また、過去の事務連絡で、Q & A形式ではないものの、点数表の理解に不可欠な疑義解釈についても掲載しています。
- 第1章では、より正確な算定や請求、レセプト審査に資するよう、区分番号単位で該当するQ & Aを配置。左欄にQ (問)、右欄に対応するA (答) のシンプルかつ機能的なレイアウトで、項目ごとのQ (問) の検索に優れています。
- 第2章には審査支払機関における取扱いを収録。請求時に留意すべきタイムリーな情報を総合的に把握できます。
- 第3章では「Q & Aアーカイブス」として、平成14年度診療報酬改定以降のQ & A (医科点数表関連) をすべて収録。デジタル化されていないQ & Aも収録しています。さらに、廃刊となっていた当社の書籍「**医科診療報酬Q & A (平成13年版)**」を復刻し、全編を付録として収録しました。
- 「**医科点数表の解釈**」(20頁参照) はもちろん、「**医科診療報酬点数表**」(25頁参照) との併用も考慮しています。

本書の構成 (予定)	
■第1章 医科点数表Q&A 基本診療料/特掲診療料/介護老人保健施設入所者に係る診療料/特定保険医療材料/入院時食事療養及び入院時生活療養/療養担当規則関係/DPC/記載要領	○医科点数表 (令和4年度改定) の区分番号ごとに整理 ○左に「問」、右に「答」のシンプルかつ機能的で、検索しやすいレイアウト ○令和4年10月適用の「看護職員処遇改善評価料」や「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」についてのQ & Aも掲載
■第2章 審査支払機関における取扱い 審査情報提供事例/審査の一般的な取扱い/コンピュータチェックに関する公開	○審査支払機関 (支払基金、国保中央会) から公表されている、請求時に留意すべきタイムリーな審査情報を整理して掲載
■第3章 Q&Aアーカイブ 平成14年度診療報酬改定~令和4年度診療報酬改定 疑義解釈資料	○過去20年分 (平成14年度改定以降) のQ & Aが記載された事務連絡を原本通りに掲載 ○アーカイブ資料という整理のもと、極力原本通りに掲載 ○平成14年度改定~平成18年度改定のQ & Aについては初掲載。デジタル化されていないものも多く、資料的に価値の高い構成
■付録 復刻版『医科診療報酬Q & A』	○廃刊となっている当社発行の書籍『医科診療報酬Q & A (平成13年版)』の全Q & Aを掲載。発刊当時好評を博していたQ & A関連書籍の復刻版

「医科診療報酬Q & A」を全編収録! 貴重なアーカイブ資料が多数!



10 A 000

初・再診料

A 000 初診料

◆紹介状非持参患者の初診料 (地方厚生局への報告) (注2) (注3)

問 どのような場合に地方厚生 (支) 局へ報告を行う必要があるのか。

答 特定機能病院、許可病床数が500床以上 (編注: 400床以上) の地域医療支援病院及び許可病床数が500床以上 (編注: 400床以上) の病院 (一般病床が200床未満の病院を除く。) は、紹介率・逆紹介率が当該基準よりも低いかどうかに関わらず、毎年10月に報告を行う必要がある。 (平26.3.31 その1・問1)

問 地方厚生 (支) 局への報告はどのように行うのか。

答 「別紙様式28」により、当該点数に係る報告を毎年10月1日に地方厚生 (支) 局へ行う。なお、報告後、任意の連続する6か月間のデータで紹介率・逆紹介率が基準を上回った場合は、翌年4月1日までに再度「別紙様式28」により地方厚生 (支) 局に報告することにより当該点数に係る対象施設とはならない。 (平26.3.31 その1・問2)

◆紹介状非持参患者の初診料 (算定期間) (注2) (注3)

問 当該点数に係る対象となった場合、当該初診料・外来診療料等を算定する期間はいつまでか。

◆特定安楽終末診療 (報告書への添付資料) (注2)

問 報告書への添付資料として、保険医療機関等と即完売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等、安楽終末の根拠となる資料の提出が必要となるが、安楽終末の根拠となる資料として、契約書の写しのみ添付すれば良いか。

答 添付資料としては、契約書の写しのみで差し支えない。ただし、安楽終末の根拠となる詳細な資料として、保険医療機関等と即完売業者が取引した医薬品の薬価総額とその内訳、そのうち安楽した品目と合計が分かる資料については、地方厚生 (支) 局等からの求めに応じて保険医療機関等は速やかに提出できるようにしておくこと。 (詳細な資料は保険医療機関等で保管しなくても、求めに応じて取引先の即完売業者等から当該資料を速やかに入手して提出することも差し支えない。) (平27.8.28 別編3) 3)

答 例えば取引のある即完売業者ごとに、即完売業者と保険医療機関等の両者が押印により、安楽終末の報告対象となる期間において価格が変更されることがない旨証明する書類をもって、契約書の写しに替えることができるもの

問 複数の保険医療機関等を開設している法人等に即完売業者と当該本部又は本社が直接契約して合、契約書の写し等安楽終末の根拠となる資料の添付書類に係る金額、安楽終末の記載はどのようにする

A 000 11

問 公益的な側面から地域の需要拠点として機能している地区医師会立の会費薬局との少量の取引においても、安楽終末の根拠となる資料が必要となるか。

答 当該薬局と安楽終末を報告する保険薬局間の取引に限り、薬価総額とそうち安楽した総額を証明する書類 (この場合は、安楽終末を報告する保険薬局の押印のみで良いものとする。) を添付することで差し支えない。ただし、当該薬局と安楽終末を報告する保険薬局が引いた医薬品の薬価総額の内訳、そのうち安楽した品目と合計が分かる資料については、地方厚生 (支) 局等からの求めに応じて安楽終末を報告する保険薬局は速やかに提出できるようにしておくこと。 (詳細な資料は取引先の会費薬局から当該資料を速やかに入手して提出することも差し支えない。) (平27.8.28 別編4) 6)

◆特定安楽終末診療 (趣及することに該当する場合) (注2)

問 A 000 初診料の注4に「なお、安楽とは、取引価格が決定しているものをいう。ただし、契約書等の趣及事項により、取引価格が趣及することが可能な場合は未安楽とする。」とあるが、(編注: 第2の5の1)に「安楽の報告における安楽とは、取引価格が決定しているものであり、契約書等の趣及事項により、取引価格が趣及し変更することが可能な場合は未安楽とする。」とあるが、例えば、9月に安楽し、契約書の契約期間が4月から9月までの場合には、4月に安楽して清算することになるが、これは「趣及に当てはまらない」ということである。また、この「趣及すること」は、どのような場合に趣及されるのか。

◆特定安楽終末診療 (購入元の対象) (注2)

問 安楽率に規定する「当該保険医療機関又は保険薬局において購入された使用薬品の薬価 (薬価基準) (平成20年厚生労働省告示第495号) に記載されている医薬品等の薬価総額 (編注: 当該保険医療機関において購入された医薬品等の薬価総額) の購入元の対象については、そもそも安楽率の報告が、薬価調査において障害となる安楽率が低い保険医療機関や保険薬局の修正を目的としたものであり、薬価調査において対象としていない、即完売業者 (薬事法 (昭和35年法律145号) 第34条第3項に規定する即完売業者をいう。) 以外と

答 9月末日以降に4月~9月分の取引に係る取引価格が変更にならないのであれば、趣及に当てはまらない。「取引価格が趣及することが可能な場合は未安楽とする」は、4月~9月分の取引について9月末日までに一時的に安楽をして取引価格を決め、10月以降に再度当該取引について取引価格を決め、4月~9月分は未安楽となる想定している。この場合は、未安楽とする。 (平26.3.31 その1・問4)

答 貴院のとおり。
 なお、医薬品メーカー等から直接医薬品を購入する場合も規定されるが、その場合においても、当該メーカー等が即完売業者等を取引先とする場合は購入元の対象となることに留意されたい。 (平26.9.5 その9~9別編2(問1))

問 変更や増床以前の安楽率と以降の安楽率 (4月から) をまとめて報告する。

答 10月以降に増床した場合には、来年度以降の報告する。 (平27.8.28 別編2)

第1章は、左欄にQ(問)、右欄に対応するA(答)のレイアウト。また施設基準関連のQ & Aには色網をかけて、検索性を追及。適宜見出しを付けているので、直感的に把握することが可能。発簡番号も掲載しており、第3章の疑義解釈原本に当たることも容易。

316

平成14年度改定 疑義解釈資料等

診療報酬請求書等の記載要領等の一部改正に関する Q&A の送付について (平成14年3月28日 医療課事務連絡)

「診療報酬請求書等の記載要領等の一部改正について」(平成14年3月25日保医第0325002号)により、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保発第82号)の一部を改正し、平成14年4月1日より適用することとしたことであるが、これに関するQ&Aを作成しましたので、送付させていただきます。なお、地区医師会等でもとりまとめた上で届出を行うことについては、特段、差し支えないものである旨申し添えます。

診療報酬請求書等の記載要領等の一部改正に関する問答集 (平成14年3月28日)

問1 傷病名の記載に関し、主病名・副病名の区別の方法について、主病名と副病名の態を線で区切る方法以外の方法としてどのような方法があるのか。

答 例えば、主病名の傷病名に接頭語若しくは接尾語として「(主)」と記載する方法又は主病名の傷病名を○で囲む方法が考えられる。

問2 傷病名の記載は、必ず主病名、副病名の順に記載しなければならないのか。

答 主病名、副病名の順に記載することを原則とするが、この順に記載することが困難な場合は、この限りでない。ただし、その場合については、主病名の傷病名に接頭語又は接尾語として「(主)」と記載、主病名の傷病名を○で囲むなどして、主病名と副病名が区別できるようにすること。

問3 主病名としての記載が複数ある場合には、ある疾患を主病とする場合に限り算定できる点数を2種類以上算定できることとなるのか。例えば、主病名として「糖尿病」及び「ペーチェット病」という記載がある場合には、「特定発熱地方管理加算」及び「糖尿病併発管理料」の双方を算定することが認められることとなるのか。

答 レセプト上主病病名が複数記載されている場合であっても、ある疾患を主病とする場合に限り算定できる点数を2種類以上算定することは認められない。このような場合は、主病病名として記載されている疾患のうち、どの疾患が主病であるかを医療機関に判断させることとなる。

問4 副病名については、主なものについて記載することとされているが、その具体的な範囲は如何。

答 副病名として記載する範囲については、実際に行った検

317

疑義解釈について (平成14年4月9日 医療課事務連絡)

平成14年3月28日付14東社局医第427号(別添2)により照会のあった標記について、別添1のとおり東京社会保険事務局保部保課医療課長から回答したため、関係者に対して周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

(別添1)

疑義解釈について (回答)

(平成14年3月28日 保医第0328005号)

平成14年3月28日付14東社局医第427号により照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

早期リハビリテーション加算の対象者については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (平成6年3月厚生省告示第54号) において、「急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者」とされているところであり、その具体的な範囲は、「診療報酬点数表 (平成6年3月厚生省告示第54号) 及び老人診療報酬点数表 (平成6年3月厚生省告示第72号) の一部改正に伴う実施上の留意事項について (通知)」(平成14年3月8日保医第0308001号) にお

いて、「脳血管疾患、有機脳病等の脳・脊髄 (中枢神経) 外傷、大脳脊髄部損傷、下肢・脊髄等の骨折、上肢骨折又は関節脱臼等の患者であり、理学療法による治療が必要と認められる患者」としているところであるが、御指摘の「脊髄・関節の手術を受けた患者」については、これらの患者のうち、理学療法による治療が必要と認められる患者については、「急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者」に該当するものである。

(別添2)

診療報酬の取り扱いかから疑義照会について (平成14年3月28日 14東社局医第427号)

早期リハビリテーション加算の対象者については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (平成6年3月厚生省告示第54号) において、「急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者」とされているところであるが、脊髄・関節の手術を受けた患者については、「急性発症した脳血管疾患等の患者」に該当するものと考慮してよろしいか。

第3章は、過去20年分のQ & Aが記載された事務連絡を原本通りに掲載。医科点数表に関するQ & Aに特化し、歯科点数表関連、調剤報酬点数表関連のQ & Aについては「略」と表記。

在宅医療・介護連携 報酬の解釈



令和5年4月版 4月発刊予定

定価 本体 4,000 円+税 (税込 4,400 円) B5判 約640頁

ISBN978-4-7894-0690-1 C3047 ¥4000 E

商品 No.160580

地域包括ケアシステムの核となる 在宅医療の流れと介護との連携を解説

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療機関や介護サービス事業所が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となっています。
- 本書は、在宅医療を4つの場面に分け、それぞれ、どのような医療機関が、どのように連携し、その結果どのような評価、つまり報酬が算定できるかをわかりやすく解説します。
- 病院・診療所（医科・歯科）、薬局、訪問看護ステーションによる医療提供のほか、高齢者の在宅医療に密接にかかわってくる介護保険サービス事業所の役割と評価もあわせて解説します。

本書の構成（予定）	
<p>■第1部 在宅医療のポイント（解説）</p> <p>(1)在宅医療の担い手・支え手</p> <p>(2)在宅医療の4つの場面</p> <p>(3)入退院支援</p> <p>(4)日常の在宅医療（通院から在宅への移行を含む）</p> <p>(5)急変時の対応</p> <p>(6)看取り・ターミナルケア</p>	<p>○在宅医療を担う医療機関等の種類や職種を紹介します。</p> <p>○在宅医療の各場面で、医療機関等がどのように連携し、それがどのように評価されているかをわかりやすく解説しています。</p>
<p>■第2部 在宅医療に関連する点数表・介護報酬総覧</p> <p>(1)医科点数表</p> <p>・医学管理等 ・在宅医療 ・精神科専門療法</p> <p>(2)歯科点数表</p> <p>・医学管理等 ・在宅医療</p> <p>(3)調剤報酬点数表</p> <p>(4)訪問看護療養費</p> <p>(5)介護報酬</p> <p>・訪問看護 ・訪問リハ</p> <p>・居宅療養管理指導 ・居宅介護支援等</p>	<p>○各種点数表や介護報酬単位数表のうち、在宅医療について関する項目をまとめています。</p> <p>○算定項目についての点数・単位数はもちろん、算定に際しての留意事項や関連様式、疑義解釈、さらには施設基準も含めて記載しています。</p> <p>○連携の相手先の評価項目の算定要件を本書一冊で確認できるなど、よりよい在宅医療の提供のために役立つ内容となっています。</p>
<p>■付 オンライン診療</p>	<p>○在宅医療における有力な手段として注目されるオンライン診療についてまとめています。</p>

C001 在宅患者訪問診療料（I）

▶点数表の概要

基本点数	
1 在宅患者訪問診療料1 (主治医による訪問診療)	888点
2 在宅患者訪問診療料2 (他の医療機関からの紹介による訪問診療)	187点
注による加算	
注4 乳幼児加算	+400点
注5 患者診療時間加算 (30分又はその倍数を増すごとに)	+100点
注6 在宅ターミナルケア加算	イ 有料老人ホーム等以外 (1) 強化型在宅支診・在 ① 有床 +6,500点 支病 ② 無床 +5,500点 (2) 在宅支診・在宅病 (3) (1)(2)以外 +4,500点 ロ 有料老人ホーム等 (1) 強化型在宅支診・在 ① 有床 +6,500点 支病 ② 無床 +5,500点 (2) 在宅支診・在宅病 (3) (1)(2)以外 +4,500点 (3) (1)(2)以外 +3,500点
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	+1,000点
在宅療養実績加算1	+750点
在宅療養実績加算2	+500点
療養費加算	+2,000点
注7 看取り加算 (1のみ)	+3,000点
注8 死亡診療加算	+200点
その他の注（算定要件等）	
注1 主治医による訪問診療 (1の算定)	
注2 他の保険医療機関からの紹介による訪問診療 (2の算定)	
注3 頻回の訪問診療が必要な場合 (1のみ)	
注9 保険医療機関の所在地と患者の所在地との距離が16キロメートルを超えたとき	
注10 往診料を算定する往診の日に行った訪問診療	
注11 訪問診療に要した交通費	

1 在宅患者訪問診療料1

イ 同一建物居住者以外の場合 888点

ロ 同一建物居住者の場合 213点

2 在宅患者訪問診療料2

イ 同一建物居住者以外の場合 187点

ロ 同一建物居住者の場合

【算定の対象】

(1) 在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して、患者の同居する有料老人ホーム等に併設される保険医療機関以外の保険医療機関が定期的に訪問して診療を行った場合の評価であり、継続的な診療の必要のない者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならない。例えば、少なくとも徒歩で家族・介護者等の助けを借りずに通院ができる者などは、通院は容易であると考えられるため、在宅患者訪問診療料(1)は算定できない。なお、訪問診療を行って外來受診が可能な患者には、外來においてA001再診料の「注12」地域包括診療加算又はD001-2-9地域包括診療料が算定可能である。

(2) 在宅での療養を行っている患者とは、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院で療養を行っている患者以外の患者をいう。

ただし、「要介護保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合」(平成20年厚生労働省告示第128号)、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)等(以下「給付調整告示等」という。)に規定する場合を除き、医師の配置が義務づけられている施設に入所している患者については算定の対象としない。

■疑義解釈（事務連絡）

④宿泊サービス利用日の日中に訪問診療を行った場合

【同一建物居住者】

(3)「同一建物居住者の場合」は、同一建物居住者に対して保険医療機関の保険医が同一日に訪問診療を行う場合に、患者1人につき所定点数を算定する。同一建物居住者とは、基本的には、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)第2条第1号に掲げる建築物に居住する複数の者(往診を実施した患者、末期の悪性腫瘍と診断した後訪問診療を行い始めた日から60日以内の患者、又は死亡日からさかのぼって30日以内の患者を除く。)のことをいう。

(4) 保険医療機関の保険医が、同一建物に居住する当該患者1人のみに対し訪問診療を行う場合は、「同一建

物居住者以外の場合」の所定点数を算定する。

(5) 同居する同一世帯の複数の患者に対して診療をした場合など、同一の患者に対して2人以上の患者を診療した場合には、(3)の規定にかかわらず、1人目は、「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、A000初診料又はA001再診料若しくはA002外來診療料及び第2章特掲診療料のみを算定する。この場合において、2人目の患者の診療に要した時間が1時間を超えた場合は、その旨を診療報酬明細書の概要欄に記載し、在宅患者訪問診療料(1)の「注5」に規定する加算【患者診療時間加算】を算定する。

■疑義解釈（事務連絡）

- 同一建物で2以上の患者を訪問診療した場合
- 同一建物居住者であっても、2回に分けて訪問診療を行わなければならない場合
- 同一敷地内に種が異なる建物が集まったマンション群等
- 別建物であるが渡り廊下のみで繋がっている場合
- 同一建物内に要支援・要介護者である患者とそうでない患者がいる場合

【1】主治医による訪問診療の算定

(6)「1」は、1人の患者に対して1つの保険医療機関の保険医の指導管理の下に継続的に行われる訪問診療について、1日につき1回に限り算定するが、A000初診料を算定した初診の日には算定できない。ただし、C108-2在宅慢性腫瘍患者共同指導管理料を算定する場合に限り、1人の患者に対して2つの保険医療機関の保険医が、1日につきそれぞれ1回に限り算定できる。なお、この場合においても、A000初診料を算定した初診の日には算定できない。

注1 1については、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有料老人ホームその他これに準ずる施設(以下この区分番号及び区分番号C001-2において「有料老人ホーム等」という。))に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に同居している患者に対して行った場合を除く。)に、当該患者が同一建物居住者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者をいう。以下この区分番号において同じ。)以外である場合はイを、当該患者が同一建物居住者である場合はロを、それぞれ、当該患者1人につき週3回(同一の患者

▶疑義解釈（事務連絡）

- 同一建物で2以上の患者を訪問診療した場合 (平22.3.29 その1・問115)
- 同一建物居住者であっても、2回に分けて訪問診療を行わなければならない場合 (平22.3.29 その1・問116)
- 同一敷地内に種が異なる建物が集まったマンション群等 (平22.3.29 その1・問117)
- 別建物であるが渡り廊下のみで繋がっている場合 (平22.3.29 その1・問118)
- 同一建物内に要支援・要介護者である患者とそうでない患者がいる場合 (平22.3.29 その1・問119)
- 「人工呼吸」におけるSASに対するASV、CPAP (平26.3.31 その1<別添5>問10)
- 「人工呼吸」におけるSASに対するASV、CPAP (平26.7.10 その8<別添4>問3)

問 同一建物において、同一の患者で2人の診療を行い、さらに別の患者に対して訪問診療を行った場合は、在宅患者訪問診療料はどのように算定するのか。

答 同一建物で2以上の患者を訪問診療した場合は、同一の患者の規定にかかわらず、訪問診療を行った患者全員に対して「2」【1】の「ロ」又は「2」の「ロ」の「同一建物居住者の場合」を算定する。

問 同一日に同一建物居住者に対して訪問診療を行う場合に200点ずつ【213点又は187点ずつ】の算定となるが、患者の割合等により、同一建物居住者であっても、午前と午後2回に分けて訪問診療を行わなければならない場合、いずれの患者に対しても200点【213点又は187点】の算定となるのか。

答 そのとおり。

問 在宅患者訪問診療料等について、同一敷地内又は隣接地に種が異なる建物が集まったマンション群や公団住宅等はそれぞれの建物を別の建物と扱ってよいのか。

答 そのとおり。

問 在宅患者訪問診療料等について、外観上明らかに別建物であるが渡り廊下のみで繋がっている場合は別建物として扱ってよいのか。

答 よい。

問 在宅患者訪問診療料等について、同一建物内に要支援・要介護者である患者とそうでない患者がおり、例えば医療保険の訪問看護を受けた者と、介護保険の訪問看護を受けた者がいる場合は、同一建物居住者となるのか。

答 介護保険の訪問看護、訪問リハ等は考慮せず、医療保険の対象者のみで考える。

問 C107在宅人工呼吸指導管理料の留意事項通知には、SASに対するASVが除外されたが、【特掲診療料の施設基準等】別表第七の「人工呼吸」にはSASに対するASVやCPAPは含まれるのか。

答 含まれない。

問 上記において、SASに対するASVやCPAPは、【特掲診療料の施設基準等】別表第七の「人工呼吸器」には含まれないと整理されたが、慢性心不全の患者の場合は、「人工呼吸器」に含まれるのか。

答 「在宅人工呼吸指導管理料」、「人工呼吸器加算の2」を算定している場合は、別表第七に掲げる疾病等の者の「人工呼吸器」に

後期高齢者の2割負担と配慮措置のしくみがわかる 医療・介護 高額ガイド

附/オンライン資格確認による限度額情報取得と診療報酬

令和5年4月版 4月発行予定
定価 本体 4,000円+税(税込 4,400円) B5判 2色(資料等1色) 約600頁
ISBN978-4-7894-1637-5 C3047 ¥4000E
商品 No.160402



後期高齢者の2割負担と配慮措置に完全対応!! この1冊で医療・介護の負担軽減制度の全体を理解できます! オンライン資格確認での限度額情報取得と関連する診療報酬も解説

- 医療保険では、家計の負担が過重なものにならないように、医療費の自己負担額が所得区分に応じた上限額を超えた場合には「高額療養費」の対象とし、医療機関等で現物給付を行っています。
- 介護保険でも自己負担額が所得区分に応じた上限額を超えた場合には「高額介護サービス費」が支給されます。さらに医療と介護の合算負担額についても、世帯の負担軽減のしくみがあります。
- 令和4年10月から、後期高齢者のうち一定以上の所得がある人の窓口負担割合が2割となっています。それにともない窓口負担額の過度の増加を抑えるため、令和7年9月30日までの間は、高額療養費のしくみを利用した「配慮措置」が講じられています。
- 本書では、医療機関等が現物給付する高額療養費や公費負担医療との関係等について、全体的なしくみと配慮措置も含めたレセプト記載などの実務情報をまとめています。また、高額介護サービス費や合算療養費(サービス費)等についても詳しく、1冊で医療・介護(障害福祉)の負担軽減制度の全体が理解できます。
- 附録にオンライン資格確認による限度額情報取得と診療報酬についての内容も収録。オンライン資格確認導入の原則義務化(令和5年4月~)や、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の評価および算定要件の見直し、医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置(令和5年4月~12月)についても掲載しています。

本書の構成(予定)

■後期高齢者の2割負担と配慮措置 1 窓口負担割合の見直し(一定以上所得者への2割負担導入) 2 2割負担対象者の負担軽減のしくみ 3 2割負担と配慮措置のレセプトにかかる計算方法 附/オンライン資格確認による限度額情報取得と診療報酬	II 介護保険の高額介護サービス費 (1)高額介護サービス費のしくみ (2)公費負担医療等の適用がある場合 (3)高額介護サービス費支給の手続 (4)高額介護予防サービス費相当事業(総合事業)
■平成29~30年の改正事項 I 医療保険の高額療養費 (1)高額療養費制度の全体像 (2)70歳未満の世帯 (3)70歳以上75歳未満の世帯 (4)高齢受給者と70歳未満の世帯 (5)75歳以上(後期高齢者医療)の世帯 (6)75歳到達月の特例 (7)保険優先の公費負担医療の場合 (8)高額長期疾病(特定疾病)の場合 (9)高額療養費支給の手続	III 高額医療・高額介護の合算制度 (1)高額医療・高額介護合算制度のしくみ (2)75歳未満(医療保険)の世帯 (3)75歳以上(後期高齢者医療)の世帯 (4)医療・介護での支給申請 (5)高額医療合算介護予防サービス費相当事業(総合事業)
	■主な関連通知等 ■法令・告示

本文見本(案)

2 2割負担対象者の負担軽減のしくみ

1 令和7年9月30日までの配慮措置

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、窓口負担割合が2割となる人については、窓口負担割合の引き上げともなう1か月の負担増加額を3,000円までに抑える措置(配慮措置)があります。

配慮措置が適用される期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、外来医療の窓口負担に限られます。入院の医療費は配慮措置の対象外です。

●**配慮措置は高額療養費のしくみを利用**

今回の配慮措置は高額療養費のしくみを利用しています。そのため、同一医療機関での受診にかかる窓口負担額は合算して計算し、窓口負担上限額を超えた分についての支払いは必要ありません(現物給付)。

別の医療機関・薬局※1、同一医療機関でも内科・歯科別の場合は、現物給付の対象外となりますが、申請によりこれらを合算した1か月分の負担増加額は最大3,000円となり、超える分は4か月後※2をめぐりに高額療養費として後日償還されます。

払戻しは、事前に登録されている高額療養費の口座へ自動的に払い戻されますが、2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、令和4年10月までに、各都道府県の広域連合や市(区)町村から口座登録にかかる申請書が郵送されています。

●**窓口負担上限額**

配慮措置は、1割負担の場合と比べて1か月分の負担増が最大3,000円となるように、窓口負担上限額を「1割負担+3,000円」※3または「18,000円」※4のいずれか低い額としています。そのため、医療機関・薬局においては、診療報酬点数・調剤報酬点数が3,000点以上15,000点未満の患者については、窓口負担額に注意が必要です。

なお、1か月の外来医療費が30,000円(診療報酬点数・調剤報酬点数で3,000点)未満の場合は、1割負担と2割負担の差額(負担増)が3,000円未満であるため、配慮措置の対象外です(患者は医療費の2割を支払います)。

●**配慮措置が適用される場合の負担軽減**

前1か月の外来医療費合計が100,000円の場合	
窓口負担額が1割の時 ①	10,000円
窓口負担額が2割の時 ②	20,000円
窓口負担額 ③(②-①)	10,000円
窓口負担額と上限額 ④	3,000円
払戻し額(現物給付を含む) ⑤(④-③)	7,000円

配慮措置 1か月10,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

※1 薬局の場合は、同一の医療機関から発行された処方箋で調剤された費用についてののみ合算します。
※2 地域や個別の事例により異なる場合があります。
※3 6,000円+(医療費-30,000円)×1%
※4 通常の高額療養費制度における2割負担対象者の外来医療の自己負担上限額

2 窓口での一部負担金等の徴収方法

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、窓口負担割合が2割となる人については「診療日」ごとに、①その月の外来の診療報酬点数の合計を計算し、②配慮措置の対象となる場合※5は、配慮措置によるその月の窓口負担上限額※6を計算したうえで、③前回の診療までの窓口負担額の合計と②の差額を、その日に徴収します。

●**窓口での徴収は1円単位**

配慮措置は高額療養費のしくみでおこなわれるため、配慮措置が適用される場合の窓口負担額の計算について、「1割負担」の部分を「1円単位」でおこない、患者から一部負担金等を徴収します。

なお、レセプトコンピュータ(レセコン)を導入している医療機関・薬局等は、レセコンで対応しています。

●**配慮措置の計算例(診療日ごとに必ず計算)**

4月	その日の診療報酬点数	①4月の外来診療報酬点数合計	②4月の窓口負担上限額	③その日に徴収する窓口負担額
3日	2,500点 (25,000円)	2,500点 (25,000円)	—	5,000円
10日	1,000点 (10,000円)	3,500点 (35,000円)	6,503円※配慮措置	1,500円
17日	1,000点 (10,000円)	4,500点 (45,000円)	7,500円※配慮措置	1,000円
24日	11,000点 (110,000円)	15,500点 (155,000円)	18,000円※外来上限額	10,500円

【4月10日の計算方法】
①4月10日時点の4月の外来診療報酬点数合計は、2,500点+1,000点=3,500点
②配慮措置対象なので、配慮措置による窓口負担上限額は、1割負担(3,503円)+3,000円=6,503円
③4月10日に徴収する窓口負担額は、6,503円-5,000円=1,503円
【4月17日の計算方法】
①4月17日時点の4月の外来診療報酬点数合計は、3,500点+1,000点=4,500点
②配慮措置対象なので、配慮措置による窓口負担上限額は、1割負担(4,503円)+3,000円=7,503円
③4月17日に徴収する窓口負担額は、7,503円-6,000円=1,503円

●**配慮措置の計算例(1円単位となる場合)**

4月	その日の診療報酬点数	①4月の外来診療報酬点数合計	②4月の窓口負担上限額	③その日に徴収する窓口負担額
3日	2,500点 (25,000円)	2,500点 (25,000円)	—	5,000円
10日	1,003点 (10,030円)	3,503点 (35,030円)	6,503円※配慮措置	1,503円
17日	1,014点 (10,140円)	4,517点 (45,170円)	7,517円※配慮措置	1,014円
24日	11,000点 (110,000円)	15,517点 (155,170円)	18,000円※外来上限額	10,483円

【4月10日の計算方法】
①4月10日時点の4月の外来診療報酬点数合計は、2,500点+1,003点=3,503点
②配慮措置対象なので、配慮措置による窓口負担上限額は、1割負担(3,503円)+3,000円=6,503円
③4月10日に徴収する窓口負担額は、6,503円-5,000円=1,503円
【4月17日の計算方法】
①4月17日時点の4月の外来診療報酬点数合計は、3,503点+1,014点=4,517点
②配慮措置対象なので、配慮措置による窓口負担上限額は、1割負担(4,517円)+3,000円=7,517円
③4月17日に徴収する窓口負担額は、7,517円-6,503円=1,014円

3 2割負担と配慮措置のレセプトにかかる計算方法

1 レセプト計算事例

令和4年10月から、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、一定以上所得者の窓口負担割合が2割となったことにもない、施行後3年間(令和7年9月30日まで)、高額療養費のしくみを利用した配慮措置が導入されています。

この2割負担と配慮措置のレセプトにかかる計算方法等については、以下の取扱いとなっています※12。

●**レセプト計算事例(一覽)**

事例	区分	配慮措置	特記事項	公費①②	備考
1	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	41:区カ	—	2割負担基本形
2	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	41:区カ	—	2割負担基本形・高額療養費自己負担限度額該当
3	高齢者外来(一般、2割負担者)	あり	41:区カ	—	配慮措置
4	高齢者外来(一般、2割負担者)	あり	41:区カ	—	高額療養費自己負担限度額と配慮措置が両方適用
5	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	41:区カ	—	75歳到達月・基本形
6	高齢者外来(一般、2割負担者)	あり	41:区カ	—	75歳到達月・配慮措置
7	高齢者外来(一般、2割負担者)	あり	41:区カ	—	75歳到達月・高額療養費自己負担上限額と配慮措置が両方適用
8	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	02:長 41:区カ	—	マル長
9	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	02:長 41:区カ	—	マル長・75歳到達月
10	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	41:区カ	①54	難病・高額療養費自己負担限度額該当
11	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	41:区カ	①54	難病・高額療養費非該当
12	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	41:区カ	①54	難病・75歳到達月
13	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	41:区カ	①28	感染症・高額療養費非該当
14	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	02:長 41:区カ	①15	マル長と公費の併用
15	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	41:区カ	①54	保険等級分あり(難病)基本形
16	高齢者外来(一般、2割負担者)	あり	41:区カ	①54	保険等級分あり(難病)配慮措置
17	高齢者外来(一般、2割負担者)	あり	41:区カ	①54	保険等級分あり(難病)・高額療養費自己負担上限額と配慮措置が両方適用
18	高齢者外来(一般、2割負担者)	あり	41:区カ	①10 ①34	保険等級分あり(難病)配慮措置
19	高齢者外来(一般、2割負担者)	あり	41:区カ	①34 ①38	保険等級分あり(難病・肝炎)配慮措置
20	高齢者外来(一般、2割負担者)	あり	41:区カ	①34 ①38	保険等級分あり(難病・肝炎)・高額療養費自己負担上限額と配慮措置が両方適用
21	高齢者外来(一般、2割負担者)	なし	02:長	—	マル長・自己負担額1万円以下

2 公費負担医療がない場合の計算事例

●**事例1 基本形**

医療費が30,000円未満の場合は配慮措置の対象とはなりません。

<医療費が20,000円の場合>
・療養の給付(8割):医療費20,000円×0.8=16,000円
・患者負担(2割):医療費20,000円×0.2=4,000円

療養の給付	請求点	※決定点	一部負担金	円
① ② ③	2,000			

●**事例2 基本形・高額療養費自己負担限度額該当**

配慮措置計算額よりも高額療養費の自己負担限度額が低いため、自己負担限度額を適用します。

<医療費が200,000円の場合>
・療養の給付(8割):医療費200,000円×0.8=160,000円
・患者負担(2割):医療費200,000円×0.2=40,000円
・配慮措置計算額:6,000円+(200,000円-30,000円)×0.1=23,000円
・自己負担限度額:18,000円
・配慮措置計算額23,000円>自己負担限度額18,000円⇒自己負担限度額18,000円を適用
・高額療養費:40,000円-18,000円=22,000円

療養の給付	請求点	※決定点	一部負担金	円
① ② ③	20,000		18,000	

●**事例3 配慮措置**

高額療養費の自己負担限度額よりも配慮措置計算額が低いため、配慮措置を適用します。

<医療費が80,000円の場合>
・療養の給付(8割):医療費80,000円×0.8=64,000円
・患者負担(2割):医療費80,000円×0.2=16,000円
・配慮措置計算額:6,000円+(80,000円-30,000円)×0.1=11,000円
・自己負担限度額:18,000円
・配慮措置計算額11,000円<自己負担限度額18,000円⇒配慮措置計算額11,000円を適用
・高額療養費(配慮措置):16,000円-11,000円=5,000円

療養の給付	請求点	※決定点	一部負担金	円
① ② ③	8,000		11,000	

適応・用法付 薬効別薬価基準

保険薬事典 Plus⁺

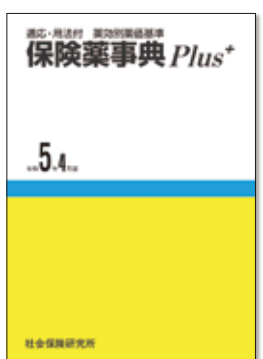
令和5年4月版

3月発刊予定

定価 本体 4,800 円+税 (税込 5,280 円) A5判 2色 約1,100頁

ISBN978-4-7894-2882-8 C3047 ¥4800E

商品 No.120660



同成分の各医薬品の適応・用法, 薬価等の情報をひと目でチェックできる新定番書

- 薬価だけでなく、先発品と同成分の後発品がわかる！と評判の「保険薬事典」に、適応・用法をPlus⁺しました。
- 成分でまとめているため、同種同効品や先発品と適応の異なる後発品のチェックが簡単にできます。
- 薬価基準未掲載の避妊剤やED治療剤、男性型脱毛症剤、放射性物質除去剤など、注目の医薬品もPlus⁺収録しています。
- 見やすい2色刷りとし、レイアウトにもこだわって、パッと見て判別できる紙面です。
- 追補情報を [社会保険研究所ウェブサイト](#)上で迅速・無料で掲載しています (薬価追補サービス→13頁参照)。

本書の構成 (予定)

- 投薬料点数早見表 ○注射料点数早見表 ○調剤報酬点数表
- 品目索引
- 本編：内用薬／注射薬／外用薬／歯科用薬剤
- 薬効分類目次／医薬品略名一覧／会社名一覧 等

適応や用法の分類が複数に及ぶ場合、①②といった書き分けて見やすく表記！

剤形や品目によって適応が異なる場合、マークで表記！

診療報酬上の後発医薬品が、ひと目でわかる後マークに加え、先発品等を示すマークを詳細に設定！さらに使いやすくなりました

ジビリダモール錠 100mg錠	100mg1錠	5.90	ジビリダモール錠100mg「ツルハラ」* (鶴原)
			ジビリダモール錠100mg「トローワ」* (東和薬品)
			ジビリダモール錠100mg「JC」* (長生堂=日本ジェネリック)
硝酸イソソルビド錠 5mg錠	5mg1錠	9.80	ニトロール錠5mg* (エーザイ)
硝酸イソソルビド徐放錠 20mg錠	20mg1錠	11.70	フレンドル錠20mg* (トーアエイヨー)
硝酸イソソルビド徐放錠 20mg錠	20mg1錠	5.90	硝酸イソソルビド徐放錠20mg「サワイ」* (沢井)
			硝酸イソソルビド徐放錠20mg「ツルハラ」* (鶴原)
			硝酸イソソルビド徐放錠20mg「トローワ」* (東和薬品)
硝酸イソソルビド徐放錠 20mg錠	20mg1錠	11.50	ニトロールRカプセル20mg* (エーザイ)
硝酸イソソルビド20mg徐放カプセル	20mg1錠	5.90	硝酸イソソルビド徐放カプセル20mg「St」* (佐藤薬品=共和薬品=日医工)
			硝酸イソソルビド徐放カプセル20mg「ZE」* (全星=ファイザー)
硝酸イソソルビド水和物錠 50mg錠	50mg1錠	7.70	コメリアンコーワ錠50* (興和)
硝酸イソソルビド水和物錠 50mg錠	50mg1錠	5.70	一般名:ジラゼブ塩酸塩水和物

商品名・一般名からさがす

ジェネリック医薬品リスト

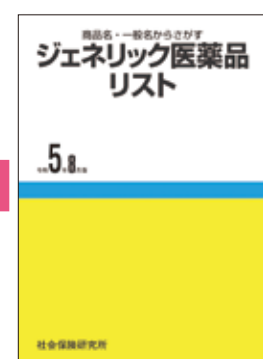
令和5年8月版

8月発刊予定

定価 本体 3,600 円+税 (税込 3,960 円) A5判 2色 約640頁

ISBN978-4-7894-2891-0 C3047 ¥3600E

商品 No.120620



保険医療機関がジェネリック医薬品を採用する際、必要となる情報をわかりやすくまとめた実用・専門書

●医療機関の方へ

【連想しやすい！】 覚えている商品名から、その成分グループにおける後発品の有無、後発品があるものであれば代表薬の名前がわかります。さらに詳しく知りたい場合、矢印にある一般名の掲載箇所をご覧ください。

【処方に便利！】 一般名処方を行った際、処方箋の種類別の計算に使用できる最低薬価が一目瞭然です。一般名処方加算1・2もしっかり整理。処方箋に書く一般名記載も迷いません。

●保険者の方へ

【確認できる！】 一般名処方が可能な成分・規格グループがはっきりわかります。成分グループごとに適応・用法の違いが書き分けられており、適正使用の確認に役立ちます。

【差額表示でも便利！】 メーカーで個別に対応できる小包装供給マーク入りで、被保険者へ勧めやすい後発医薬品の目安となります。

●薬局の方へ

【備蓄薬剤の確認に便利！】 処方箋上に記載された一般名処方名から、個々の後発医薬品名がすぐに特定できます。

【急な調剤でも対応可能！】 各後発品の小包装供給マーク入り。製薬メーカーの連絡先とあわせ、小包装での急な調剤にも対応できます。

【代替調剤に役立つ！】 今改定で基礎的医薬品となった品目であっても、それ以前に診療報酬上の後発医薬品を含むグループであれば掲載。その他の後発品と同様、同額以下で代替できる品目がすっきりわかります。

本書の構成 (予定)

- 薬効分類一覧 ○内用薬 ○注射薬 ○外用薬
- 附録 ◇ジェネリック医薬品に関するトピックス(初掲載品目, AG, BS, ABS等) ◇屋号等一覧 ◇会社連絡先一覧 ◇商品名索引

一般名処方加算の対象となる品目群にはコードと一般名処方の標準的な記載を表示し、該当する加算に加1 加2を表記

一般ピルメノール塩				整脈用剤/その他
ピレスパ	⇒ピルフェノン	⇒[ピル]		
ピレチア	⇒プロメタジン塩	⇒[ピレ]		
ピレチア	⇒プロメタジン	⇒[ピレ]		
ピレチノール	⇒アセトアミノフェン	⇒[ピレ]		
一般ピレンゼピン塩酸塩水和物				
25mg1錠 (【般】)	ピレンゼピン塩酸塩錠25mg	⇒加2	2329005F1ZZZ	
12.10	普通	洗ガストロセピン錠25mg (日本ペーパードクター)		
5.60	普通	◎ピレンゼピン塩酸塩錠25mg「TOK」(辰巳)	◎白~微黄白	
	普通	◎ピレンゼピン塩酸塩錠25mg「サワイ」(沢井)	◎白	
	普通	◎ピレンゼピン塩酸塩錠25mg「日医工」(日医工)	◎白~微黄白(割線模様)	
	普通	×◎ランクリック錠25mg (東和薬品)	◎白(割線模様)	
細粒10%1g (【般】)	ピレンゼピン塩酸塩細粒10%	⇒加1	2329005C2ZZZ	
11.70	普通	×◎ランクリック細粒10% (東和薬品)		
適応	次の疾患の胃粘膜病変(びらん, 出血, 発赤, 附着粘液) 消化器症状の改善/急性胃炎, 慢性胃炎の急性増悪期。胃潰瘍, 十二指腸潰瘍。		用法	ピレンゼピン塩酸塩として1回25mg (細粒: 0.25g), 1日3~4回。
一般ピロカルピン塩酸塩 (後発名) [サラジェン]			2399i	その他の消化器官用薬/その他

色, 割線等のほか, AG :オーソライズドジェネリック BS :バイオシミラー ABS :オーソライズドバイオシミラー (基礎的) :基礎的医薬品 などの個別情報, 適応・用法も掲載

好評の供給・製剤特性情報

点数表の基本とレセプト記載の原則

〈医科〉

レセプト作成テキストブック

令和5年4月版

4月発刊予定

定価 本体 3,700円+税(税込 4,070円) B5判 約500頁

ISBN978-4-7894-1988-8 C3047 ¥3700E

商品 No.180125



レセプトの作り方から医療事務を学ぶ一冊です

- まず医科点数表の基本を確実に理解してから、次にカルテをもとにレセプトを作成する方法を学ぶ構成になっています。
- 段階を踏んだ着実な構成で、医療機関や専門学校における**レセプトの理解および作成のための学習書**として最適です。
- (公財)日本医療保険事務協会が実施する、全国一斉統一試験「**診療報酬請求事務能力認定試験(医科)**」受験のための参考図書として活用できます。

本書の構成(予定)

参考資料 医療保険制度一覧/公費負担医療制度一覧/入院時食事療養費・入院時生活療養費一覧/自己負担限度額表

第1章 保険請求事務の基礎知識

・窓口事務から診療報酬の請求・支払いのしくみ、レセプト作成の位置づけを説明

第2章 基本診療料

・基本診療料について、算定およびレセプト記載の要点を解説
・算定練習とレセプト記載例

第3章 特掲診療料

・特掲診療料について、算定およびレセプト記載の要点を解説
・算定練習とレセプト記載例

第4章 レセプト作成

・カルテ例(外来・入院・後期高齢者)から1件の完全なレセプトを作成。演習形式でポイントを押さえた学習が可能

付録 診療報酬明細書の記載要領等

・診療行為名称等の略号、摘要欄への記載事項等

算定の原則-③
1 他病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合に発生した傷病についての初診料は算定できません。

算定するための原則を学習

欄外に学習に役立つ情報を掲載

留意事項でポイントチェック

図表を使って算定を理解

練習問題で点数算定を習得

練習問題でレセプト記載を習得

カルテからレセプトを作成(第4章)

最終改正に対応

法令の関連部分をコンパクトに掲載

学ぶべき要点をていねいに解説

図表を用いてポイントをわかりやすく整理

医療保険制度の概要と関係法令

〈医科〉

保険診療 基本法令テキストブック

令和5年4月版

4月発刊予定

定価 本体 2,400円+税(税込 2,640円) B5判 約270頁

ISBN978-4-7894-0905-6 C3047 ¥2400E

商品 No.180325



保険診療・請求事務に必要な基礎知識をこの一冊に凝縮 医療機関におけるさまざまなスタッフ向けのテキストとして好評です

- 保険診療・請求事務に必要な基礎知識や診療報酬の請求・支払いのしくみ等をコンパクトにわかりやすく解説しています。
- (公財)日本医療保険事務協会が実施する、全国一斉統一試験「**診療報酬請求事務能力認定試験(医科)**」受験のための参考図書として活用していただきたい一冊です。

本書の構成(予定)

第1章 医療保険制度の概要

1.医療保険制度 2.被用者保険 3.国民健康保険
4.後期高齢者医療 5.医療保険関係法規

第2章 公費負担医療制度の概要

1.公費負担医療制度 2.その他の医療保障制度

第3章 保険医療機関と保険医

1.保険医療を行う医療機関と医師
2.保険医療機関の指定と保険医の登録
3.保険診療に係る施設基準等

第4章 療養担当規則

1.保険診療の方針と診療録の作成

2.保険医療機関の責務

第5章 診療報酬請求と審査制度

1.保険診療のしくみ 2.診療報酬の請求 3.総括
4.診療報酬の審査制度

第6章 医療関係法規

医療法・医師法等、関係法令の関連部分を抜粋
(参考) 介護保険制度
1.介護保険制度の概要 2.医療機関と介護保険

11 医療保険制度

私たちが病気やけがの際に、誰でも保険による診療を受けることができます。これは、すべての国民が何らかの医療保険に加入しているからです。わが国で初の本格的な医療保険制度は、昭和2年に施行された健康保険法の規定に基づく制度であり、以後、順次医療保険各法が施行整備され、昭和36年の国民健康保険法の全面実施によって国民皆保険が実現し、現在に至っています。

このような医療保険制度については、国としても財政負担を行い、内容の充実を図り、その運営についても最終的な責任を負っています。わが国の医療保険は、下図のように医療保険、後期高齢者医療、公費負担医療の三本の柱から構成されています。

医療保険(制)制度一覧

保険者	対象者	本人給付率	医療給付率	入院時食事・生活療養費
協会けんぽ	全国健康保険協会 一般被用者及びその家族	7割	7割	8割
国民健康保険	国民健康保険 一般被用者及びその家族	7割	7割	8割
後期高齢者医療	75歳以上の加入者及び65歳以上の高齢者等の一定の障害の状態にある人を対象	7割	7割	8割
公費負担医療	サラリーマン(旧)退職年金給付受給権者等と扶養家族を対象	7割	7割	8割

42 第1章 医療保険制度の概要

1 健康保険法(抄)

(目的)
第1条 この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第一号に規定する業務災害をいう。)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に關して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(基本的理念)
第2条 健康保険制度については、これが医療保険制度の基本となるべきことにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の变化、社会経済状況の变化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度等とこれらに密接に關連する制度と併せてその在り方に関して審議を行うことにより、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

歯科点数表の解釈

令和4年4月版

令和4年6月発行

定価 本体 4,700円+税(税込5,170円) A4判 1,040頁

ISBN978-4-7894-1808-9 C3047 ¥4700E

商品 No.110218

歯科点数表の解釈

4.1

商品 No.110218

歯科診療報酬の算定・請求に必要な情報を徹底網羅

- 歯科の診療報酬の算定・請求に必要な情報を、**実務上活用しやすいよう編集**し、法令上の根拠とともに明示しました。
- 各審査機関にも長年使用されており、**高い信頼性**を誇ります。
- 前回版から判型を**A4にリニューアル**。さらに見やすく、使いやすくなりました。

本書の構成	
歯科点数表編	歯科診療報酬点数表／疑義解釈資料（施設基準関連等、点数表内掲載になじまないQ&Aを一覧掲載）
診療方針に関する法令編	※このほか、関係する歯科診療報酬点数表に加え、各種計画書や情報提供に係る様式などを収録。さらに、特定保険医療材料（歯科材料）・入院時食事療養等に関する告示・通知も掲載
診療に関する基本的な考え方等編	療養担当規則・施設基準・介護保険との調整など、点数表とは別に定められている重要な決まりごとを網羅。電子請求関連・レセプトの記載要領を含め、請求・審査に必要な告示・通知等を体系的に収録
	点数表の通知において参考することとされている基本的な考え方など、実地診療上直接関係深い事項を分類して収録

調剤報酬点数表の解釈

令和4年4月版

令和4年6月発行

定価 本体 3,900円+税(税込4,290円) A4判 992頁

ISBN978-4-7894-1707-5 C3047 ¥3900E

商品 No.110316

調剤報酬点数表の解釈

4.1

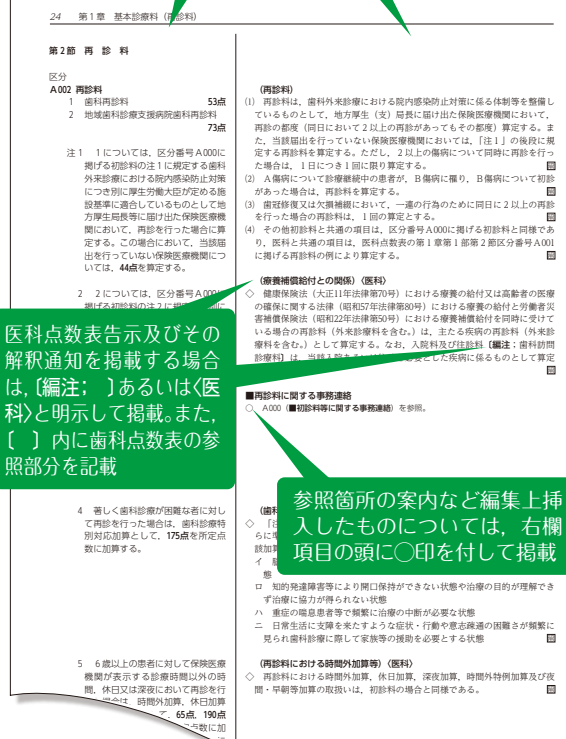
商品 No.110316

保険調剤のすべてをこの一冊に網羅

- 調剤報酬の算定・請求に必要な情報を、**実務上活用しやすいよう編集**し、法令上の根拠とともに明示しました。
- 調剤報酬点数表のほか、関連するQ&Aやレセプト記載要領も掲載、**調剤薬局のニーズに対応**しています。
- 医療機関の薬剤部でも有効にご活用いただけるよう、「**薬剤使用に関する保険診療上の取扱い通知**」や「**点数表の解釈**」（医科・歯科）の薬剤関連部分も掲載しました。
- 前回版から判型を**A4にリニューアル**。さらに見やすく、使いやすくなりました。

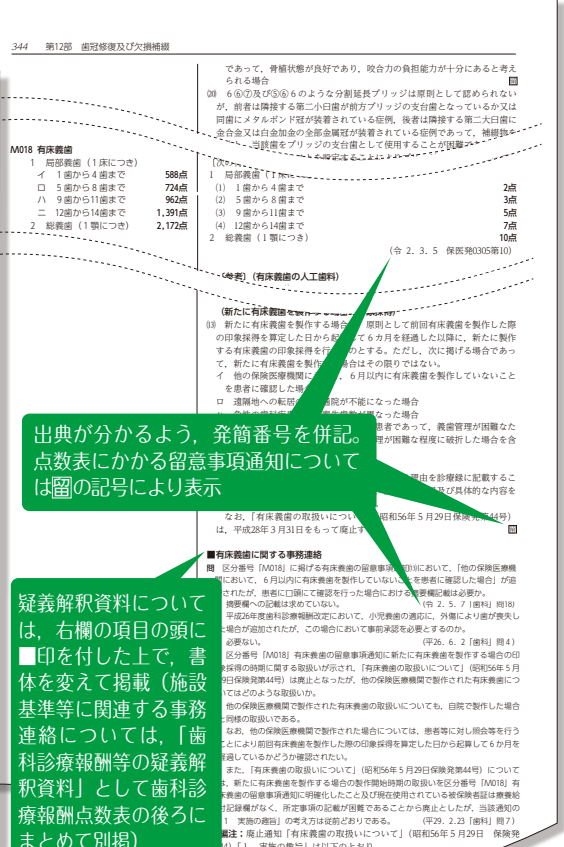
本書の構成	
調剤報酬点数表編	通則／第1節 調剤技術料／第2節 薬学管理料／第3節 薬剤料／第4節 特定保険医療材料料／第5節 経過措置
疑義解釈編	調剤報酬点数表の取扱い／薬剤使用に関する保険診療上の取扱い
薬剤使用に関する点数表の解釈編	医科点数表（抄）／歯科点数表（抄）
関係法規・通知編	1. 療養担当規則／2. 使用医薬品・保険外併用療養費等／3. 施設基準／4. 記載要領等／5. 処方箋・調剤録等／6. 薬局機能等／7. 麻薬等の取扱い／8. 介護保険との調整
索引	すべてを網羅した豊富な50音索引

左欄には歯科点数表告示等を原文の流れにそって掲載。右欄には、左欄に対応する点数表告示以外の告示や通知、事務連絡（疑義解釈）等を適宜掲載



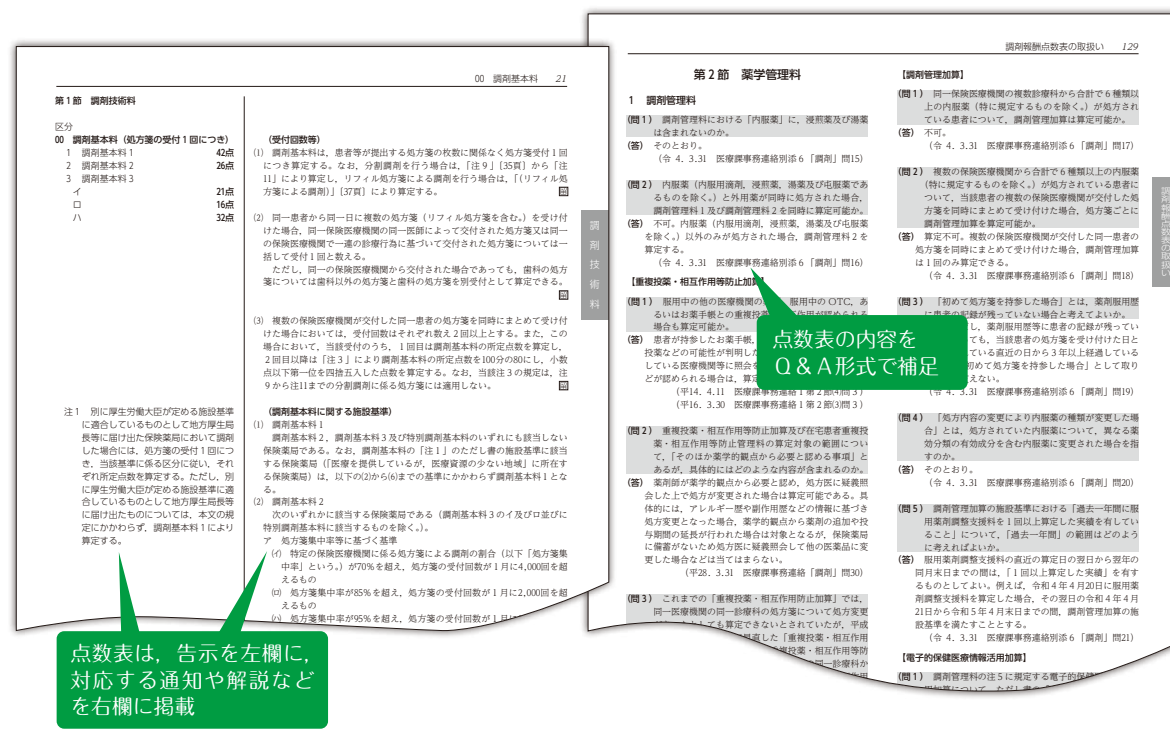
歯科点数表告示及びその解釈通知を掲載する場合は、〔編注〕あるいは〔医科〕と明示して掲載。また、〔 〕内に歯科点数表の参照部分を記載

参照箇所の案内など編集上挿入したものは、右欄項目の頭に○印を付して掲載



出典が分かるよう、発簡番号を併記。点数表にかかる留意事項通知については○の記号により表示

疑義解釈資料については、右欄の項目の頭に■印を付した上で、書体を変えて掲載（施設基準等に関連する事務連絡については、「歯科診療報酬等の疑義解釈資料」として「歯科診療報酬点数表の後ろ」にまとめて別掲）



調剤報酬点数表の取扱い

点数表の内容をQ&A形式で補足

点数表は、告示を左欄に、対応する通知や解説などを右欄に掲載

医科診療報酬点数表

令和4年4月版

令和4年3月発刊

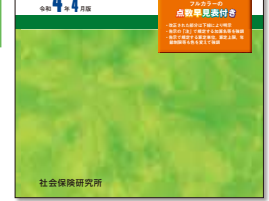
定価 本体 2,700円+税(税込 2,970円)

B5判 本文2色 1,032頁

ISBN978-4-7894-1061-8 C3047 ¥2700E

商品 No.100021

医科診療報酬点数表



本文2色による構成、改定による変更箇所には下線を表示 独自の編集によるフルカラーの早見表や別紙様式も掲載

- 本文2色、変更箇所への下線表示等の工夫により理解しやすく、初めて点数表を使う方やまだ点数表を使い慣れていない方にもおすすめの『医科点数表 実務書』の決定版です。
- 左欄に点数表、右欄には算定上の留意事項等を掲載するといった、長年親しまれてきた伝統的な構成に加えて、前版より注に規定する加算の名称や、算定単位・回数などの書体を強調し、さらにわかりやすく工夫しました。
- 巻頭にはオリジナル編集によるフルカラーのわかりやすい早見表、区分番号レベルまで収載した詳細目次、巻末には区分番号・掲載ページを素早く検索できる50音索引に掲載しています。

本書の構成

早見表	点数表の主要項目を網羅したフルカラーの早見表。点数表以外の関連する内容、調剤報酬の早見表も収載。
医科診療報酬点数表	第1章 基本診療料／第2章 特掲診療料／第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料／第4章 経過措置
別紙様式 (点数表中に別紙様式の記述がある部分には掲載頁を示しました)	食事療養及び生活療養の費用額算定表
関係告示	療剤規則及び薬担規則並びに薬担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等／複数手術に係る費用の特例／入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等／特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)
50音索引 (点数表の項目から区分番号・頁数の検索が可能)	

2

■凡例 (点数表のみかた)

各頁の左欄には、「診療報酬の算定方法」(点数表告示)による点数表をそのままの順番で掲載しています。

各頁の右欄には、左欄の点数表に対応した算定に関する留意事項等について適宜掲載しています。

◆ 併合障害入院医療管理加算 (1日につき200点)
1 30日以内
2 31日以後60日以内
注 別に厚生労働大臣が定める定めに基づき算定しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者の算定に重要となるキーワードを色文字で強調しています。

◆ 併合障害入院医療管理加算について
併合障害入院医療管理加算は、併合障害の患者に対して、医師、看護師、精神科准看護師、公認心理師及び管理栄養士等による集中的かつ高度な治療が開始したことを評価したものである。

◆ 留意事項等は別に定められている規定の内容については、右欄で青線をかけ示しています。

◆ 平成31年4月1日から当該箇条以下のいずれかの要件に該当する者を公認心理師とみなす。
ア 平成31年3月31日時点で、認定心理技術者として保険医療機関に従事していた者
イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者
◆ 併合障害入院医療管理加算の対象者
重度の併合障害により著しい体重の減少が認められる患者

D003 糞便検査
◆ 糞便中の細菌、原虫検査は、D017排泄物、排出物又は分泌物の細菌学検査により算定する。

1 虫卵検査 (集卵法) (糞便)、ウロビリン (糞便) 15点
2 糞便細菌培養検査 (虫卵、腸菌及び消化液検査を含む) 20点
3 虫体検査 (糞便) 23点
4 糞便中脂質 25点
5 糞便中ヘモグロビン定性 37点
6 虫卵培養 (糞便) 40点
7 糞便中ヘモグロビン 41点
8 糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量 56点
9 カルプロテクチン (糞便) 270点

D007 血液化学検査
1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は結合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン (BCP改良法、BCG法) ▲、尿蛋白 ▲、クレアチニン ▲、尿酸 ▲、アザノキサフターゼ (ALP) ▲、コリンエステラーゼ (ChE) ▲、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT) ▲、中性脂肪 ▲、ナトリウム及びカリウム ▲、カルシウム ▲、カルシウム ▲、マグネシウム ▲、クレアチニン ▲、グルコース ▲、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD) ▲、アミラーゼ、ロイシンミニマブパター

◆ クレアチニンについて、キッパ法を用いた場合は算定できない。
◆ ナトリウム及びカリウム、クレアチニンのみを測定した場合、カルシウム及びマグネシウムの場合は、いずれか一方の値を算定する。
◆ 総鉄結合能 (TIBC) (比色法) (比色法) 多量に実施した場合は、不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法) 又は総鉄結合能 (TIBC) (比色法) の所定点数を算定する。
◆ 経過措置 (アルブミン (BCG法)) →第4章 経過措置参照。

右欄の (◆) で示されているものは、告示の通則等で定められた規定や経過措置について表示したものです。(ここでは経過措置)

右欄の (▲) で示されているものは、告示等による加算の対象となることを示したもので、その加算名と区分番号を明示しています。

3

8 コレステロール分画 57点
◆ 肝臓疾患の診断の目的で尿中硫酸銅合型計数測定を算定法により実施した場合は、本区分「8」のコレステロール分画に算定する。ただし、本区分「13」の胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれかの項目のみに「※」があるものは、対応する左欄の項目の点数を使用するものとする。

26 リポ蛋白 (a) 107点
27 ヘパリン、エタノール 106点
◆ リポ蛋白 (a) は、3月に1回を限度として算定できる。
◆ ヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合には、算定は1回とし、1回目検査項目自体に継続 (下線) が附しているものは、その検査項目のみの点数が変更となった場合は、下線が附しているものは追加・変更があった場合である。

28 KL-6 111点
◆ 検査項目自体に継続 (下線) が附しているものは、その検査項目のみの点数が変更となった場合は、下線が附しているものは追加・変更があった場合である。

63 血管内皮増殖因子 (VEGF) 450点
◆ 血管内皮増殖因子 (VEGF) は、クロー・深層造影 (POEM S造影) の診断又は診断後の経過観察の目的として、E I S A法により測定した場合に、1月1回を限度として算定できる。

D217 骨密度検査
1 DEXA法による骨密度測定 360点
注 同一日にDEXA法により大腿骨検査を行った場合には、大腿骨同時検査加算として、90点を所定点数に加算する。
2 REMS法 (骨髄) 140点
注 同一日にREMS法により大腿骨の骨密度検査を行った場合には、大腿骨同時検査加算として、55点を所定点数に加算する。
3 MD法、SEXA法等 140点
4 超音波法 80点
注 療養の場になかわらず、患者個人に注に規定する点数や加算名を太字で強調しています。

◆ 骨密度検査について
(1) 骨密度の診断及びその経過観察の際の算定できる。ただし、4月1日1回を限度とする。
(2) 「1」の「注」はDEXA法による骨密度測定及び大腿骨検査を同一日に行った場合のみ算定できる。
(3) 「2」のREMS法 (骨髄) は、REMS法 (Radiofrequency Echographic Multi-spectrometry) による骨密度測定検査を実施した場合は算定する。
(4) 「2」の「注」は、REMS法により大腿骨及び大腿骨の骨密度測定検査を同一日に行った場合にのみ算定できる。
(5) 「3」の「MD法、SEXA法等」の方法には、DEXA法 (dual Energy X-ray Absorptiometry) : SPA : Single Photon Absorption : Dual Photon Absorption) による骨密度測定法、DIF法 (Digital Single Energy x-Ray Absorb) による骨密度測定法による測定及びComputerized Tomog-

K654-3 腹腔鏡下腎臓切除術
◆ 施設基準設定手術→通則5
→K931超音波誘導腎臓切除術加算対象
→K936自動縫合器加算対象 (3個限)
◆ 腹腔鏡下腎臓切除術について
(1) 「1」は、経内視鏡的に高周波切離器を用いて病変の周囲に結膜下を穿通する切離線を描き、腹腔鏡下にこの切離線に沿って腫瘍を摘出する場合に算定する。
(2) 「1」において、内視鏡に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定しない。
1 内視鏡装置を併用するもの 28,500点
2 その他のもの 20,400点

DPC 電子点数表

診断群分類点数表のてびき

令和4年4月版

令和4年6月発刊

定価 本体 6,700円+税(税込 7,370円)

A4判 1,048頁

ISBN978-4-7894-1176-9 C3047 ¥6700E

商品 No.110840



必要な情報を体系的に網羅したDPC点数表書籍の定本 実務での使用を考慮し編集した独自資料を掲載

- 本書は、DPC / PDPS (診断群分類に基づく1日あたり定額報酬算定制度) に関して、必要な解説や告示・通知、全診断群分類定義付ツリー図・Q&A等の資料を体系的に網羅したDPC点数表書籍の定本です。DPC対象病院のみならず、DPC準備病院や今後DPC / PDPSを導入したいと考えている医療機関や審査支払機関などにも必携の書です。
- 資料編の「全診断群分類定義付ツリー図」は、見開きでツリー図、告示点数、定義を網羅し編集された独自資料です。
- 適切なDPCコーディングを行うために作成された「DPC / PDPS傷病名コーディングテキスト」を全文掲載しています。
- 巻末には、「最も医療資源を投入した傷病名 50音索引」および「ICDコード検索」を付し、検索も容易です。
- 附録CD-ROMには、「ツリー図」と医療機関のシステムに適合しやすい「DPC電子点数表」のデータ (両方ともエクセルデータ) を収録しています。
- DPC / PDPS全般について、理解をより深めたい方は『DPCの基礎知識』(40頁参照) を併せてご活用ください。

本書の構成

第1部 解説編	DPCとは / DPC/PDPSの概要 / 請求方法について / 経過措置について / 7日以内の再入院 (再転棟) について	「診断群分類の基本構造」、「診断群分類番号の構成」、「診断群分類の決定方法」、「DPC対象病院への参加及び退出のルール等」、「包括評価の対象患者」、「診療報酬の算定方法」、「請求方法」、「経過措置」等についてコンパクトに掲載。
第2部 法令編	告示 / 留意事項通知等 / 請求関係通知 / DPC制度参加等手続きの通知等 / 退院患者調査に関する通知 / その他の通知	DPC関連の告示・通知等を体系的に収載。DPCレセプト (告示様式) についても掲載。
第3部 資料編	全診断群分類定義付ツリー図	本書のメインコンテンツとなる「全診断群分類定義付ツリー図」については、独自に「ツリー図」、「点数」、「定義テーブル」をまとめ、見やすく分かりやすく掲載。DPCに関するQ&Aについてもテーマごとにまとめて掲載。
	Q&A DPC / PDPS傷病名コーディングテキスト	
最も医療資源を投入した傷病名 50音索引 / ICDコード索引		

010010

010010

「資料編」の「全診断群分類定義付ツリー図」は、見開きで①ツリー図、②入院期間、③告示点数、④定義がビジュアルに確認できるよう独自に編集

「特定保険医療材料」解説

特材算定ハンドブック レセ電コード付

令和4年4月版

令和4年4月発刊

川村 雅文 監修 医療材料実務研究会

定価 本体 5,000 円+税 (税込 5,500 円) A5判 4色 464頁

ISBN978-4-7894-0551-5 C3047 ¥5000E

商品 No.150156



特定保険医療材料を簡明に解説 診療報酬算定ルール・主な適応等を収録したコンパクトな一冊！

- 特定保険医療材料について、分野または機能区分ごとに、厚生労働省発出の告示・通知等の算定ルール等の情報がまとまっていて、ひと目でわかります。
● 対象は医科診療報酬点数表の「在宅医療」、「医科(フィルムは除く)」。

※本書の内容は、CSVファイル形式のデータベースでも販売しています (45頁参照)。

本書の構成

- 医学管理等・検査・画像診断・投薬・注射・処置・手術・麻酔・放射線治療用特定保険医療材料
● 在宅医療用特定保険医療材料
● 付録：薬事承認・認証の類別・一般的名称/分野名索引/略称索引/レセ電コード索引

Excerpt from the handbook showing detailed information for item 023 (涙液・涙道シリコンチューブ) and item 024 (脳・脊髄腔用カニューレ). Includes images of the materials and text boxes explaining their use and coding.

保険者、公費負担者 番号・記号表

令和4年4月版

令和4年5月発刊

定価 本体 8,000 円+税 (税込 8,800 円)

B5判 576頁

ISBN978-4-7894-1776-1 C3047 ¥8000E

商品 No.170124



綿密な調査による最新の情報を提供

- 社会保険・国民健康保険・公費負担医療・介護保険の番号・電話番号・所在地等を収録しています。
● 社会保険・国民健康保険については、被保険者証(組合員証)記号も併せて収録しています。
● 保険者等の名称・番号の直近の異動情報を収集し、検索の便を図り、巻末には健保組合・共済組合・市町村国保の名称索引を掲載しています。

※本書の内容は、テキストファイル形式のデータベースでも販売しています (45頁参照)。

本書の構成

- ◆ 名称、番号、記号、電話番号、所在地を収録
協会健保・船員保険・日雇特例・健保組合・特定健保・共済組合・自衛官等・後期高齢者医療・市町村国保・退職者医療・国保組合
◆ 名称、番号を収録
感染症・生活保護・中国残留邦人等・戦傷病者・障害者自立支援・児童福祉・原爆医療・精神保健・麻薬取締・母子保健・医療観察・肝炎医療・肝がん等医療・特定B型肝炎・水俣等治療・特定疾患・先天性障害・小児慢性・難病医療・石綿救済・介護保険
◆ 巻末に通知、索引(健保組合・共済組合・市町村国保)掲載

Table listing insurance numbers and codes for various regions including Hokkaido, Tohoku, Kanto, and Tokyo.

Additional information including '各公費負担者の情報が充実' (Rich information on public fee burdeners), '健康保険組合 名称索引' (Health Insurance Association Name Index), and '保険者名称からの検索が可能' (Search possible by insurer name).

診療報酬算定のための施設基準等の事務手引

令和4年4月版

令和4年6月発行

定価 本体 5,400円+税(税込 5,940円) B5判 1,624頁

ISBN978-4-7894-0331-3 C3047 ¥5400E

商品 No.130515



人員や設備・施設などの基準と診療報酬を一体で収載 施設基準を網羅、最適な算定をサポート

- 診療報酬には、一定の基準（施設基準）を満たし、届け出ることによって、はじめて点数が算定できる項目があります。本書は、この**施設基準の全内容**（医科・歯科・調剤の施設基準）を収載しました。
- 基本診療料、特掲診療料それぞれの施設基準を**項目別に収載**。関係する告示・通知・届出様式を整理して、関連する疑義解釈や診療報酬などの情報とあわせてまとめました。
- 取扱いがかわった箇所がわかりやすいように施設基準と診療報酬の実質的な追加・変更点を下線で明示しています。新しい施設基準は、わかりやすく $\text{\textcircled{R}}$ 印をつけて明確にしました。
- 医科**のみならず、**歯科**と**調剤**に定められた施設基準についても収載、これ一冊で施設基準がすべてわかります。
- 自院の**最適な診療報酬算定**のための施設基準を知るために、ご活用ください。

本書の構成

基本診療料の施設基準等と診療報酬	●施設基準が設定されている項目ごとに、その要点と令和4年4月改定での変更点を解説するとともに、該当する①施設基準関係の告示・通知・届出様式/②疑義解釈資料/③診療報酬関係の告示・通知をまとめています。
特掲診療料の施設基準等と診療報酬	

令和4年4月版では、届出が必要な項目に印をつけて明記届出様式を見出しに掲載

施設基準上の規定を告示・取扱い通知まとめて収載あわせて経過措置などの関連項目も収載

算定上の点数や取扱いをあわせて把握しやすいよう施設基準に関連する診療報酬の点数表と留意事項通知の要旨を掲載

看護関連施設基準・食事療養等の実際

令和4年10月版

令和4年10月発行

定価 本体 4,500円+税(税込 4,950円) B5判 1,360頁

ISBN978-4-7894-1727-3 C3047 ¥4500E

商品 No.140217



看護サービスにおける診療報酬での適切な評価・取扱いの情報を集成

- 医療機関の**経営管理者・看護師**等専門職を対象に、保険医療における**看護サービスの考え方と運用**を詳しく解説しています。
- 入院サービス提供の基本となる**看護サービスに関連する診療報酬の施設基準と食事の提供に関する情報**を集成しています。届出から点数算定までを一連の流れで構成した、**実務重視**の編集です。
- 看護サービスや食事の診療報酬について歴史的経緯をふまえ、図表を用いわかりやすく解説している「総説」を掲載。「総説」を読み、さらに知りたい法令・通知等を読めるように編集しています。

本書の構成

総説	診療報酬における入院医療と看護技術の評価 診療報酬における食事の評価 診療報酬請求に係る留意点 令和4年度改定に係る経過措置	●診療報酬上、看護サービスがどのような観点から評価されているかを解説しています。また、昭和33年（1958年）の「基準看護」設定以来の歴史的要変を紹介したうえで、近年の改定についてはその趣旨も含めて詳述しています。
看護関連施設基準等と診療報酬	基本診療料（入院・看護関連） 特掲診療料（看護関連）	●各項目のはじめに、成り立ちや改正のポイントなどを記述しています。 ●施設基準告示とその取扱い通知についてまとめています。告示・通知をあわせて読むことができるので、求められている基準がわかりやすくなります。
入院時食事療養及び入院時生活療養、栄養関連診療報酬		●算定のために必要な情報をまとめています。告示のほか、項目ごとに通知の記述について解説を加えているので、より理解が深まります。 ●栄養関連診療報酬では、諸規定について図とあわせて算定要件等をわかりやすく解説しています。

項目の要点を解説

施設基準上の規定を、告示・取扱い通知まとめて掲載

届出様式を掲載

疑義解釈資料（事務連絡）

診療報酬（点数表と留意事項通知）

関連する診療報酬を掲載左欄に告示、右欄に関連する留意事項通知の要旨を配置

新明細書の記載要領 (医科・歯科・調剤/DPC)

令和4年4月版

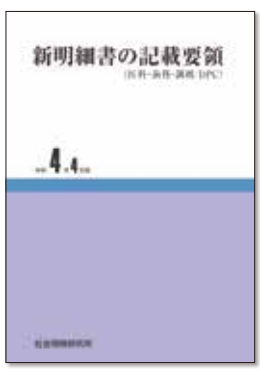
令和4年5月発刊

定価 本体 2,900 円+税 (税込 3,190 円)

B5判 2色 584頁

ISBN978-4-7894-1397-8 C3047 ¥2900E

商品 No.130322



レセプトの書き方のすべてを網羅した一冊が全面リニューアル 2色のメリハリのあるデザインで、欲しい情報がより探しやすい

- 診療報酬請求書・明細書（レセプト）の記載要領全文と請求書やレセプト、診療録（カルテ）、処方箋の様式例を収載。医療事務担当者をはじめとする医療関係者の方やレセプト提出に必要なシステム構築に携わる方に、正確な情報を見やすい形でお届けします。
- レセプト「摘要」欄への記載事項等や対応するレセプト電算処理システム用コードを示した「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」（記載要領通知の別表Ⅰ）等もすべて掲載。正しい請求に必須の情報です。
- 「薬剤使用に関する明細書のその他の記載について」は、通知で示されている医薬品の留意事項のうち、レセプト摘要欄への記載が求められているものをまとめています。前版までは、通知の発出順に掲載していましたが、今版からは50音順での掲載に変更。掲載している医薬品の一覧も新たに収載し、医薬品名からの検索が容易になります。

本書の構成	
1 請求書・明細書等の記載要領 (医科・歯科・調剤) (2色)	診療報酬請求書等の記載要領等について 記載要領通知には、診療報酬請求書・レセプトの記載要領のみならず、カルテ、処方箋の記載上の注意事項や保険者番号・医療機関コード等の設定要領、法別番号・制度略称なども規定されており、そのすべてを掲載。 ○関連告示 ○関連通知等
2 DPCの記載要領 (2色)	厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について 上記1の記載要領以外で、DPC特有の記載要領について掲載。
3 診療報酬明細書添付資料 (2色)	診療報酬明細書に添付する資料について 一定点数以上のレセプトに添付すべき資料（日計表）等を定めた通知とその根拠法令等を掲載。
4 参考資料 (抜粋) (1色)	<ul style="list-style-type: none"> 「診療録等の記載方法等について」 「保険者番号等の設定について」 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に係る医療に関する費用の請求事務について」 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（抄）」 「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」 「薬剤使用に関する明細書のその他の記載について」 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について（抄）」

2色のメリハリのあるデザイン
正しい情報を見やすくお届けします

記載要領通知中の「摘要」欄の文字を強調表示。「摘要」欄への記載が必要な事項を見落とさせません

保険医療機関のための 診療報酬とカルテ記載

令和4年版

令和4年10月発刊

定価 本体 3,900 円+税 (税込 4,290 円)

B5判 2色 408頁

ISBN978-4-7894-0633-8 C3047 ¥3900E

商品 No.160603



診療報酬請求にカルテへの記載が求められている項目をすべて収載 チェックリストと具体的なカルテ例でわかりやすく解説

- 診療報酬を請求するためには、カルテに記載しなければならない、または完備しなければならないものがあります。これらは、点数表留意事項通知や施設基準通知、揭示事項通知などに規定されています。
- 本書は、算定するためには「診療録（等）に記載（又は添付）しなければならない」と規定されている内容を抜粋し、チェックリスト、カルテ例などの付加情報を加えて編集しました。
- 点数表の項目順に、項目の解説、規定、チェックリストとカルテの記載例を掲載しています。
- 新しく追加・改定された項目がわかるようにマーク **新改** で表示しています。

本書の構成	
第1章 適切なカルテの重要性	○カルテ完備の必要性について法的根拠を踏まえて解説。公開されている指導・監査等の状況を掲載 Ⅰ カルテの意義と重要性 Ⅲ なぜ守らなければならないのか Ⅱ カルテに関する留意事項及びその法的根拠 Ⅳ 指導・監査等について
第2章 保険医療機関の基本	○診療報酬以外の基本的事項について、個別指導の状況等を踏まえて解説 個別指導の状況等とポイント (1)標榜、揭示、(2)カルテの基本、(3)会計関連、(4)その他
第3章 診療報酬とカルテ記載	○「個別指導の状況等」とポイント掲載 ○点数表の部ごとに留意事項通知等で「診療録等へ記載する、添付する」と定められている診療行為を抽出 概要、規定【記載】【添付】、記載等のチェックポイント（チェックリスト）、カルテの記載例
付録	○レセプト記載要領のポイント（略号、摘要欄への記載事項）を掲載

カルテ記載の重要性について、法的根拠も踏まえながら解説

概要と根拠となる規定を掲載

ポイントをチェックリストにしています

地方厚生(支)局公開の個別指導の状況(全国)を掲載

ルールポイントを解説

薬局スタッフのための 改正薬機法ガイド

令和2年9月版

令和2年11月発刊

定価 本体 3,000 円+税 (税込 3,300 円)

B5判 一部2色 448頁

ISBN978-4-7894-0660-4 C2047 ¥3000E

商品 No.160280



大幅に改正された「薬機法」がいちからわかる！ 薬局業務に携わるすべての方のための一冊

- 令和2年9月から一部施行された改正薬機法（※）は「薬局」そのものの定義が変更されるなどの大幅な改正であり、薬局の開設からコーポレートガバナンスまで、また医薬品・医療機器等の審査からトレーサビリティまで、さまざまな分野で影響が生じることとなります。（※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
- 特に薬局にかかわる内容としては、「**継続的な服薬指導の義務化**」や、「**機能の認定制度**」「**法令遵守体制の整備**」（令和3年8月施行）があります。
- 本書はこれらの具体的な進め方の手引きとなるべく、今回改正の内容を網羅・解説し、開設から服薬指導まで、**業務と密接にかかわる薬機法の重要ポイント**を、根拠法令を示しながらわかりやすく解説します。さらに、**令和3年8月施行にかかる改正を反映した法令**や、**薬局・薬店の運営の根拠となる各種資料**を、テーマごとに集約して掲載しています。

本書の構成

I 令和元年改正法のポイント	I-1 薬剤師・薬局関連 法改正の経緯／薬剤師・薬局のあり方の見直し／法令遵守体制等の整備
	I-2 医薬品・医療機器等関連 医薬品・医療機器等の開発から市販後までの制度改善／その他の令和元年法改正
II 知っておきたい薬機法	総則（薬機法第1章）／薬局（薬機法第3章）／医薬品の販売業（薬機法第7章①）／医薬品の販売・情報提供等（薬機法第7章②）／医薬品等の取扱い（薬機法第9章）／医薬品等の広告（薬機法第10章）／医薬品等の安全対策（薬機法第11章）／薬剤師の業務（薬機法第12章）
III 薬機法関係資料	・薬機法（薬局関連）⇒医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律〔法律・政令・省令〕／薬機法関係告示一覧 ・薬剤師法⇒薬剤師法〔法律・政令・省令〕／関係法令・通知

何がどう変わったのか、「改正前」「改正後」のポイントについて、図表を多用して解説

【1】 令和元年改正法のポイント（薬局・薬剤師）

2. 薬剤師による医師等への服薬状況等に関する情報提供の制度化（令和2年9月施行）

医師等への服薬状況等に関する情報提供に係る義務について、次のとおり明確化する。

① 薬局の薬剤師は、医師等を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療機関・施設に対して書面又は口頭による書面・図表又は音声記録を提供することにより、医療提供施設間の業務の連携の促進に努めなければならない。

② 薬局開設者は、医師等を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図るとともに、薬局において薬剤師による情報の提供が円滑になされるよう配慮しなければならない。

改正前：地域医療へのさらなる貢献が期待されている

薬剤師法において薬剤師は、「調剤、医薬品の供給その他業務を遂行することによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する」ことが求められています。また、医療法において薬剤師は、医師や歯科医師、看護師とともに「医療の担い手」として、医療の基本理念に基づき、患者に対して良質な医療を提供するよう努めなければならないとされています。さらに医療法において薬局は、病院や診療所と並んで医療提供施設として、地域医療における法律上の役割を担っています。

以上より薬剤師は、地域包括ケアシステムの一員として、患者の状態の継続的な把握、服薬管理への貢献が期待されています。

改正前：地域医療へのさらなる貢献が期待されている

薬剤師法において薬剤師は、「調剤、医薬品の供給その他業務を遂行することによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する」ことが求められています。また、医療法において薬剤師は、医師や歯科医師、看護師とともに「医療の担い手」として、医療の基本理念に基づき、患者に対して良質な医療を提供するよう努めなければならないとされています。さらに医療法において薬局は、病院や診療所と並んで医療提供施設として、地域医療における法律上の役割を担っています。

以上より薬剤師は、地域包括ケアシステムの一員として、患者の状態の継続的な把握、服薬管理への貢献が期待されています。

第4 医薬品の販売・情報提供等（薬機法第7章②）

4.1 薬局医薬品・要指導医薬品

1 薬局医薬品の販売に従事する者等

薬局開設者は、薬局医薬品を、以下の①から③までの方により、その薬局の薬局に販売・授与しなければならない（※第7章②の第1項）。

① 購入・譲受けしようとする者が本人であることを確認できる。本人でない場合は正当な理由の有無を確認できる。

② 他の薬局での当該薬局医薬品の購入・譲受けの状況を確認できる。

③ 上記②を踏まえ、適正な使用のために必要と認められる数量に限り販売・授与できる。

④ 薬局の薬剤師は、薬学的指導の内容を理解し、買取りが確認された後に、販売・授与できる。

⑤ 購入・譲受けしようとする者から相談があった場合、薬学的指導・薬学的指導を行った後に販売・授与できる。

⑥ 薬局開設者は、薬学的指導の内容を記録し、その記録を当該薬局の薬局に提出し、授与する。①から③までの事項は、薬局開設者が、薬局の名称、電話番号その他の連絡先を、届出しようとする者に伝達できる。

また薬局開設者は、正当な理由なく、利用者以外に薬局医薬品を授与してはならない。ただし、薬局等に「販売」に販売することはこの限りではありません（※第7章②の第2項）。

2 薬局医薬品に関する情報提供及び指導等

薬局開設者は、薬局医薬品の適正な使用のため、薬局医薬品を販売・授与する場合には、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師に、対面により、書面⁷¹⁾を用いて、必要な情報提供・薬学的指導を行わなければならない（※第7章②の第3項）。

71) 当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録を対面での表示に示すことができる。

改正点を下線で示しているのので、すでに薬機法の大要をつかんでいる方にも役立ちます

療養費の支給基準

令和4年度版

令和4年7月発刊

定価 本体 2,800 円+税 (税込 3,080 円)

B5判 568頁

ISBN978-4-7894-1699-3 C3047 ¥2800E

商品 No.140429



各種施術機関や保険者、行政関係者に必携 令和4年6月施行の新施術料金・関係法令・通知、各種様式を収録 同年10月施行の明細書交付の義務化についてもその内容を収録

- 柔道整復（事実上現物給付）、あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう、治療用器具、輸血用血液（生血）の**各種基準料金**とともに、療養費支給のための留意事項や疑義解釈など保険請求上の**手続きや取扱いを網羅**しています。

本書の構成

第1 療養費について	第5 はり師、きゅう師の施術（あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い）
第2 治療用器具の支給（補装具の価格基準例）	第6 生血代
第3 柔道整復師の施術	第7 移送費
第4 あん摩・マッサージ・指圧師の施術	

補装具の価格基準例
(適用-令和4年4月1日)

○価格について
身体部位の採型区分「イ」(51-53頁の図)にしたがって、次に掲げる価格の組み合わせとなる。
(1)「ウ」基本価格 (54頁)
(2)「エ」材料・部品—製作要素価格 (55-65頁)
(3)「オ」完成用部品 (66-80頁)
なお、85-100頁において組み合わせ価格基準例を掲げたので参照されたい。

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考			
上	器具	背骨から大頰下部に及ぶもの	A 金属作 骨部分が金属で作られているもの、S型支柱のものも含まれること。	この採型区分による基本価格にエ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせで製作すること。				
			B 硬性 骨管及び大頰部が硬性モデルによってモデルされたもの。機能用の支柱付きのものを基本とする。					
			1 不溶性セルロイド					
			2 皮革					
			3 フラスチック					
			C 軟性 布を主材料としたもの					
			先天眼鏡器具	先天眼鏡に用いられる器具で、両眼下部に及ぶものを基本とする。			障害児に限る。	
			下	器具	A リーンビューゲル型 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの			
					B ファンローゼン型 三つの金属板の組合せで、股関節を屈曲位に保つもの			
					C パンチアール型 両大頰及び大頰コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内転、屈曲位に保つもの			
D ローレンス型 股関節を屈曲位に固定保持するもの								
E ラック型 股関節を外転位、軽度屈曲位に保つもの								

○柔道整復師の施術料金の算定方法
(令和4年6月1日適用、一部令和4年10月1日適用)

833.9.30 保 発 64 平元. 3.20 保 発 17)	
836.7.29 保 発 73 平2. 5.23 保 発 46	
837.12.7 保 発 15 平4. 5.14 保 発 56	
838.10.23 保 発 36 平6. 5.20 保 発 49	
840.3.10 保 発 11 平8. 5.24 保 発 63	
841.9.28 保 発 27 平9. 3.26 保 発 50	
843.3.30 保 発 10 平10. 6.22 保 発 86	
845.3.28 保 発 8 平12. 5.22 保 発 99	
847.2.28 保 発 12 平14. 5.24 保 発 524001	
849.2.28 保 発 20 平18. 5.23 保 発 523001	
849.10.29 保 発 71 平20. 5.26 保 発 523001	
851.4.30 保 発 21 平22. 5.24 保 発 524 1	
853.2.25 保 発 14 平25. 4.24 保 発 0424 1	
856.6.26 保 発 47 平26. 3.20 保 発 0320 1	
858.6.28 保 発 56 平28. 9.22 保 発 0922 1	
859.5.23 保 発 72 平30. 5.24 保 発 524 1	
860.5.20 保 発 56 令元. 9.18 保 発 0918 5	
861.6.6 保 発 82 令2. 5.22 保 発 522 5	
863.6.6 保 発 74 令4. 5.27 保 発 527 3	

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検	往診及び再検	料 率
1. 初 検	料 率	1,520円
2. 初 検 時 相 談 支 付 料	料 率	100円
3. 往 診	料 率	2,300円
4. 再 検	料 率	410円

注1. 当該施設所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあっての加算金額は3,120円とする。

注2. 初検時相談支付料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をめぐる説明に要し、その旨施術者に記載した場合に算定する。

注3. 往診距離が片道4キロメートルを越えた場合は、2,550円とする。

注4. 夜間、難病又は難病時若しくは難病時特例の往診については、所定金額（注3.による金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。

注5. 2月以上の患者に対して引き続いて往診した場合の往診回数第2位以下の患者に対する往診距離の計算は、当該施設所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位位の患者の所在地を起点とする。

注6. 再検料の算定は、初回後検日に限る。

分類が多岐にわたる器具をわかりやすく整理

厚生労働省が出した最新の通知を掲載

社会保険のてびき

令和5年度版

4月発刊予定

定価 本体 2,500円+税(税込 2,750円) A5判 約550頁

ISBN978-4-7894-2035-8 C3032 ¥2500E

商品 No.200035



- 健康保険・厚生年金保険を中心に社会保険のしくみと給付をくわしく、初心者でもわかるように解説した入門書です。
- 健康保険の給付と年金給付(老齢給付, 障害給付, 遺族給付)をていねいに解説しました。

本書の構成(予定)

- I 健康保険・厚生年金保険のしくみ
- II 健康保険の給付
 - 国民健康保険/退職者医療制度/後期高齢者医療制度/介護保険
- III 年金給付
 - 児童手当/労働保険/年金委員・健康保険委員

社会保険の事務手続(総合版)

令和5年度版

4月発刊予定

定価 本体 1,400円+税(税込 1,540円) A4判2色 136頁

ISBN978-4-7894-2359-5 C3032 ¥1400E

商品 No.220232



- 健康保険・厚生年金の被保険者の資格取得の決定、標準報酬月額決め方、定時決定と算定基礎届、随時改定と月額変更届、保険料の納め方など平易に解説した事務テキストです。
- 労働保険の解説と主な届出様式の記載例も収載しています。

本書の構成(予定)

- I 標準報酬月額の決定と改定
 - 1 標準報酬月額決め方 毎月の保険料の対象となる報酬
 - 2 定時決定と算定基礎届 全員の標準報酬をきめなおすとき
 - 3 随時改定と月額変更届 給料が大幅に変わったとき
 - II 保険料と被保険者期間
 - 1 保険料の計算と納め方 月々の保険料を納めるとき
 - 2 標準賞与額と賞与支払届 賞与を支給したとき
 - 3 資格取得届と被保険者証 新たに従業員を採用したとき
 - 4 被扶養者の健保と年金 従業員が家族を扶養するとき
 - 5 資格喪失届と継続加入 退職者などがあつたとき
 - 6 電子申請・電子媒体申請 ペーパーレスに対応した申請方法
- 健康保険の給付
年金給付
社会保険の相談窓口
年度更新を行うとき 労働保険の保険料

診断書を作成される医師のための 障害年金と診断書(障害基礎年金・障害厚生年金)

令和5年7月版

7月発刊予定

企画・製作 社会保険研究所 発行所 年友企画株式会社

定価 本体 2,200円+税(税込 2,420円) B5判2色 約230頁

本冊子は、取次・書店経由のお取扱いができません。

商品 No.170824



診断書を書かれる医師に必携の書

- 障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)では、支給対象となる障害の程度は「障害認定基準」に基づいて審査が行われ、その際障害の部位によって定められた8種類の「診断書」をはじめ必要な書類を提出する必要がありますが、その記載内容は複雑なものとなっています。
- 本書は、最新の診断書を使用して具体的な例をまじえながら、**障害給付の概要**、その**診断書の意義**および**記載上の留意点**などを解説しています。

本書の構成(予定)

目次

○診断書を作成される医師の皆様へ

1. 障害基礎年金・障害厚生年金の概要
2. 障害基礎年金・障害厚生年金と診断書
3. 障害の認定要件と診断書
4. 診断書記載事例
5. 参考資料(肢体の障害関係の測定方法、肺結核関係、じん肺関係、安静度表、糖尿病関係、喘息予防・管理ガイドライン、ヒト免疫不全ウイルス感染症関係、ポリオ後症候群(ポストポリオ)関係)、精神の障害関係、血液・造血管関係

付1 障害年金の請求

1. 障害年金の受給要件
2. 事後重症の障害年金
3. はじめて2級以上による障害年金
4. 障害手当金の受給要件
5. 障害年金の請求手続き

付2 障害年金受給中の手続き

1. 障害年金受給者の届出
2. 障害年金額の改定請求書
3. 障害年金受給権者支給停止事由の消滅届

3 障害の認定要件と診断書

障害の程度を認定する基準となるのは障害年金別表、障害年金別表第一および障害年金別表第二です。しかし、これらに当てはまる基準は、障害の程度によってはその規定を適用してはなりません。本誌には、具体的な障害の事例を示すとともに、そのために必要な書類の提出方法、より具体的な認定基準を設け、それに基づいて障害認定を行っています。障害認定基準については、日本年金機構のホームページで全文を検索できます。

以下に、各障害の認定要件と診断書の記載にあたっての留意事項について説明します。

1 眼の障害

眼の障害の認定要件は、次のとおりです。

1-1	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-2	右眼の視力が0.05以下かつ0.05未満のもの、左眼の視力が0.05以下かつ0.05未満のもの	右眼の視力が0.05以下かつ0.05未満のもの、左眼の視力が0.05以下かつ0.05未満のもの
1-3	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-4	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-5	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-6	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-7	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-8	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-9	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-10	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-11	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-12	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-13	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-14	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-15	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-16	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-17	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-18	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-19	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-20	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-21	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-22	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-23	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-24	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-25	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-26	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-27	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-28	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-29	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-30	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-31	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-32	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-33	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-34	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-35	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-36	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-37	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-38	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-39	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-40	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-41	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-42	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-43	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-44	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-45	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-46	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-47	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-48	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-49	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの
1-50	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの	両眼の視力がそれぞれ0.05以下かつ0.05未満のもの

診断書の記載事例

例1 肢体の障害 3-そのA

本例は、初診日が「令和4年4月8日」で、発症日から1年6ヵ月以内の令和4年4月20日に発生したと認められているので、右上新を切断した令和4年4月20日が障害認定日となります。

この診断書の障害の状態は、令和4年5月30日発症のもので、障害認定日以降3ヵ月以内の診断書ですので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できます。

※本日は必ず記載してください。

※傷病は「右上新切断」ですので、右腕は必ず記載(図示も)してください。

かかりつけ医のための

認知症マニュアル

第2版

令和2年3月発刊

公益社団法人 日本医師会 編

定価 本体 1,000 円+税 (税込 1,100 円) B5判 136頁

ISBN978-4-7894-1827-0 C3047 ¥1000E

商品 No.160461



「認知症施策推進大綱」をはじめとした、我が国の認知症施策の新しい展開に対応！

- 認知症の専門医ではない地域の「かかりつけ医」が、日常診療において認知症の方と家族に対応する際に参考とすべき点をまとめた書籍です。患者の方の変化に気づくことで早期対応を行うためのポイントや、認知症の診断基準、そして専門医への紹介や介護・福祉サービスとの連携を行う際の具体的な手続きなどをわかりやすくまとめています。
- 本書は、「かかりつけ医」が先頭に立って認知症発症のリスクを軽減、進行を抑制し、認知症の人の意見が尊重され、住み慣れた地域や環境による生活が持続できる社会の実現のため、医療機関の対応力向上を目指します。
- 「認知症疾患医療センター」などにおける研修用テキストとしても活用できます。

本書の構成

第2版刊行にあたって／はじめに	第4章 認知症の予防
第1章 認知症施策の現状について	第5章 かかりつけ医を中心とした認知症の人にやさしい地域づくり
第2章 認知症の診断と評価指標	おわりに
第3章 認知症の治療と症状への対応	

監修 西島英利／著 阿部康二 池田学 浦上克哉 江澤和彦 瀬戸裕司 武田章敬 渡辺憲

介護老人保健施設

他科受診の手引き

令和4年4月版

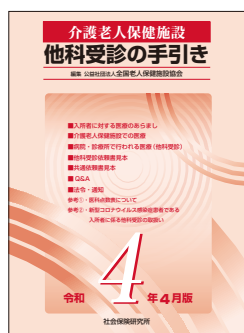
令和4年6月発刊

公益社団法人 全国老人保健施設協会 編

定価 本体 600 円+税 (税込 660 円) B5判 48頁

本冊子は、取次・書店経由のお取扱いができません。

商品 No.110460

介護老人保健施設の入所者に対する医療のしくみを明快に解説
医療機関・老健施設双方で知っておきたいポイントを集約

- 保険診療上、介護老人保健施設の入所者については、独自の取扱いが定められています。本書では、入所者が保険医療機関の医療を受ける場合（他科受診）に、施設・医療機関双方にとってポイントとなる事項を盛り込んでいます。
- 他科受診依頼書の見本と記入上の留意点、診療報酬の算定の制約を解説しています。
- さらに本版では令和4年6月時点の新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて、老健施設入所者の場合にどのように適用されるかを解説するページを追加しています。

進化する診療報酬

現代診療報酬の史的考察

第1版

令和元年11月発刊

西山 正徳 著

定価 本体 1,800 円+税 (税込 1,980 円) A5判 120頁

ISBN978-4-7894-0675-8 C3047 ¥1800E

商品 No.160750



現代診療報酬全体を論考した我が国初の著作

- 平成8年診療報酬改定を皮切りに合計5回の改定を経験した筆者が、厚生労働省保険局医療課長や支払基金における審査の経験を踏まえて診療報酬制度を考察しました。
- 世界に類を見ないほど複雑で精緻な我が国の診療報酬について、診療報酬改定の現場を通じた体感を踏まえ、体系を立てて整理するとともに、貴重な資料に基づいて多角的な分析を行います。
- 本書は、現在活動している医療関係者に知ってもらいたい歴史として、平成6年以降を「現代」として記述しており、同時に、今後の診療報酬の方向性を照らし見ることのできる貴重な一冊となっております。

本書の構成

第1章 入院料の改革（日本版DRGの試行）	第4章 老人診療報酬と介護報酬
第2章 DRGからDPCへ	第5章 外来診療報酬
第3章 治療プロセスに沿った入院診療報酬体系の確立 —「病院包括」から「地域包括」へ—	第6章 診療報酬の新たな潮流

中小医療機関のための

BCP 策定マニュアル

第1版

令和2年3月発刊

本田 茂樹 著

定価 本体 2,200 円+税 (税込 2,420 円) B5判 2色 160頁

ISBN978-4-7894-0620-8 C3047 ¥2200E

商品 No.160230



医療機関の機能確保と診療の継続のためにBCP(事業継続計画)策定の指南書

- BCP (Business Continuity Plan；事業継続計画)とは、自然災害のほか、大事故、感染症のまん延（パンデミック）、テロ等の事件など、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことです。
- 本書は、医療機関のBCP策定の重要性と、基本的な策定の流れを示し、有事における医療機関の機能確保を目指します。
- 万が一への備えではなく、常に起こりうる事態に対応するための、必携の書です。

本書の構成

BCP策定フローチャート	1 被害想定を理解する（世の中はどうなるか）／ 2 自院の被害を考える／3 重要業務の把握／ 4 代替戦略（欠ける資源をどのように補うか）をBCPに落とし込む
I BCPとは何か	IV 病院機能の確保と診療の継続
1 BCP（事業継続計画）とは何か／ 2 医療機関におけるBCPの重要性	1 職員の確保／2 建物の確保／3 設備・医療機器の確保／ 4 ライフラインの確保／5 医薬品の確保／6 情報システムの確保
II 防災計画とBCP	VI 実効性の高いBCPのための備え
1 防災計画とBCPの関係／2 防災計画の基本を押さえる	1 トリアージ／2 受援計画／3 教育および訓練／ 4 情報伝達と外部機関との連携
III BCP策定の基本	IV BCPの策定
1 医療機関のBCPを策定する前提／ 2 BCPを策定する目的とその推進体制／3 BCP策定の流れ	【巻末】 参考資料

医療関連図書

皆保険と医薬品産業の未来に向けて

～薬価制度70年を振り返る

B5判288頁/定価: 本体1,800円+税 (税込1,980円) / ISBN978-4-7894-0490-7 C3036 ¥1800E
薬価政策研究会 著 商品No.000490

◆平成30年11月から社会保険旬報に連載した『薬価制度70年を振り返る』の13回にわたる掲載内容を1冊にまとめました。インタビューや座談会を通して、薬価制度が果たしてきた役割とその意義を考えます。〔令和2年4月発刊〕



標準病名ハンドブック 2017

B5判576頁/定価: 本体8,000円+税 (税込8,800円) / ISBN978-4-7894-2800-2 C3047 ¥8000E
一般財団法人医療情報システム開発センター 編集 商品No.130435

◆平成29年1月1日から適用のICD-10(2013)に対応した標準病名マスターに基づく改訂版です。最新のICD-10(2013)に基づく紙面構成となっておりますが、ICD-10(2003)の番号も併記し、これに差異があるものについては強調表示しています。〔平成29年3月発刊〕



よくわかる高血圧と循環器病の予防と管理

高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験ガイドブック

B5判304頁/定価: 本体3,600円+税 (税込3,960円) / ISBN978-4-7894-6868-8 C3047 ¥3600E
日本高血圧学会, 日本循環器病予防学会, 日本動脈硬化学会, 日本心臓病学会 監修
高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会 編 商品No.680661

◆「高血圧・循環器病予防療養指導士」の認定試験用のテキストとして活用できるガイドブックです。我が国の循環器疾患の特徴と動向、循環器疾患に対する高血圧のリスクや、検査値の見方、生活習慣との関係、保健指導のポイント、治療の基礎知識等、多岐にわたる内容を網羅。〔令和2年9月発刊〕



う蝕予防の実際 フッ化物局所応用実施マニュアル

A4判176頁/定価: 本体3,000円+税 (税込3,300円) / ISBN978-4-7894-0640-6 C3047 ¥3000E
一般社団法人日本口腔衛生学会 フッ化物応用委員会 編 商品No.160350

◆歯科医師・歯科衛生士のみならず、フッ化物局所応用に携わるみなさまのお力となるマニュアルとして、フッ化物の効果的で安全な応用法を示した最新の書籍です。◆近年の動向と最新の知見を極力盛り込み、機能性の高いマニュアルを目指して作成した書籍です。〔平成29年6月発刊〕



医師・コメディカルのためのメディカルフィットネス

B5判158頁/定価: 本体1,500円+税 (税込1,650円) / ISBN978-4-7894-6820-6 C3047 ¥1500E
日本体力医学会 編・著 商品No.680605

◆運動指導・運動療法に携わる運動指導者、医師やコメディカル(看護師、保健師、栄養士など)を対象に、医療サポートが必要な人や治療中の人への運動療法のあり方や具体的対策、効果等について解説。フィットネス関係者、医療機関、保健センター、介護施設などで働く専門家、必読の一冊です。〔令和元年9月発刊〕



リウマチ患者さんのQ&A

お答えします! リウマチ患者さんからの100の質問

A4判110頁/定価: 本体1,600円+税 (税込1,760円) / ISBN978-4-7894-7945-5 C3047 ¥1600E
日本リウマチ財団 監修 商品No.790450

◆リウマチ情報センターに寄せられた患者さんからの質問と専門医の回答のなかから、特に重要と思われるQ&Aを100問掲載しています。実際に診療の場でよくきかれる質問を中心に、患者さんの役に立つようまとめています。〔平成29年12月発刊〕



データベース商品 / 令和5年4月版

内容	商品名	概要
保険者情報	保険証等番号表データベース	保険者・公費負担者の番号、記号、住所、電話番号など
適応疾患・算定情報	検査と適応疾患データベース	診療行為コードごとの検査・病理診断の算定情報/適応疾患、臨床的意義、検体、関連検査、告示・通知、記載要領など
	処置・手術の適応疾患及び特定保険医療材料データベース	診療行為コードごとの処置・手術の算定情報/適応疾患、手技に使用する特定保険医療材料及び使用量、告示・通知、記載要領など
	特材算定データベース	特定器材ごとの特定保険医療材料の算定情報/適応疾患、関連手技、解説、告示・通知など
	医薬品別適応傷病名データベース	医薬品コードごとの適応症/添付文書に記載されている適応傷病名を細分化して傷病名コードで収録
品目リスト・製品情報・算定情報	特材品目・算定データベース	特定保険医療材料の品目情報・算定情報/品目ごとの製品情報(製品名、規格、特定器材コードなど)、特定器材コードごとの算定情報(適応疾患、関連手技、解説、告示・通知など)
	在宅医療のために支給できる注射薬データベース	在宅医療で投与可能な注射薬の品目リスト/医薬品コードごとの算定情報、製品情報など
その他情報	向精神薬(長期処方減算/多剤投与)・一般名処方加算データベース	医薬品コードごとに点数表に規定されている下記の加算・減算が対象となるものについてフラグ付け及び付加情報を付記したものの(向精神薬多剤投与、向精神薬長期処方減算、一般名処方加算)
	併用禁忌データベース	医薬品コードごとの併用禁忌情報/添付文書から併用禁忌及び併用禁忌・原則併用禁忌に該当すると判断した内容を医薬品コード対医薬品コードで収録
	病名禁忌データベース	医薬品コードごとの病名禁忌情報/添付文書の禁忌欄に掲載されている病名を傷病名コードで収録
	重複チェックデータベース	医薬品コードごとの成分データ、薬効データ。処方された薬剤が複数ある場合に成分や薬効での重複をチェックできる

介護報酬・障害報酬関連図書（令和3年改定対応※）

※令和4年10月改定（介護職員等ベースアップ等支援加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）については、小社WEBサイトに追加情報を掲載しています。



介護報酬の解釈 ①単位数表編 令和3年4月版

B5判 1,640頁／定価：本体4,900円+税（税込5,390円）
ISBN978-4-7894-0501-0 C3047 ¥4900E /商品No.110425

必要な情報を見開きで配置，一覧性に優れた定本
令和3年4月報酬改定後の全容を提示



介護報酬の解釈 ②指定基準編 令和3年4月版

B5判 1,584頁／定価：本体4,500円+税（税込4,950円）
ISBN978-4-7894-0502-7 C3047 ¥4500E /商品No.110426

指定基準と関係通知を集成した基本書
条例制定や事業所・施設運営の一助に



介護報酬の解釈 ③Q A・法令編 令和3年4月版

B5判 1,432頁／定価：本体4,500円+税（税込4,950円）
ISBN978-4-7894-0503-4 C3047 ¥4500E /商品No.110427

厚生労働省発出のQ & Aをサービス別に整理して収載
関係法令も集成，さらに実務に精通するための一冊



介護保険 福祉用具・住宅改修ガイド 令和3年4月版

B5判 336頁／定価：本体2,500円+税（税込2,750円）
ISBN978-4-7894-0310-8 C2032 ¥2500E /商品No.130280

福祉用具と住宅改修についてわかりやすく解説
制度上の根拠も示しつつ，実務に役立つよう編集



在宅サービス 介護報酬 算定の手引 令和3年4月版

B5判 272頁／定価：本体2,500円+税（税込2,750円）
ISBN978-4-7894-1537-8 C3047 ¥2500E /商品No.130254

ケアプランの作成から介護報酬の算定・請求まで，
在宅サービス提供の流れに沿ってやさしく解説



障害福祉サービス 報酬の解釈 令和3年4月版

B5判 1,488頁／定価：本体4,600円+税（税込5,060円）
ISBN978-4-7894-1734-1 C3036 ¥4600E /商品No.160423

単位数表・指定基準からQ Aまで すべての情報をこの1冊に集約
制度の全体像を解説，単位数表と指定基準は通知と組み合わせて掲載



ワークサポートケアマネジャーガイドブック～仕事と介護の両立のために

A4判 240頁／定価：本体3,500円+税（税込3,850円）
編著：介護離職防止支援への介護支援専門員の関与（ワークサポートケアマネジャー）についての特別委員会
監修：佐藤博樹 中央大学大学院 経営戦略研究科 教授
ISBN978-4-7894-7025-4 C2036 ¥3500E /商品No.700250

日本介護支援専門員協会のワークサポートケアマネジャー認定制度の公式テキスト
仕事と介護の両立をサポートするために必要な基礎知識を網羅，実践例を多数掲載〔令和4年6月発刊〕